

琉球大学学術リポジトリ

沖縄放棄請求権（4条2-4項）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 沖縄返還協定第4条2項, 米国土壌損害賠償請求委員会, 沖縄返還協定第4条3項, 米工兵隊在沖不動産部, 沖縄返還協定4条3項 キーワード (En): REVERSION TREATY EX GRATIA PAYMENTS 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43705

(2) 協定4条3項の処理状況

49.47
= 12

官房書記官
 官房秘書官
 官房第一書記官
 官房第二書記官
 官房第三書記官
 官房第四書記官
 官房第五書記官
 官房第六書記官
 官房第七書記官
 官房第八書記官
 官房第九書記官
 官房第十書記官
 官房第十一書記官
 官房第十二書記官
 官房第十三書記官
 官房第十四書記官
 官房第十五書記官
 官房第十六書記官
 官房第十七書記官
 官房第十八書記官
 官房第十九書記官
 官房第二十書記官
 官房第二十一書記官
 官房第二十二書記官
 官房第二十三書記官
 官房第二十四書記官
 官房第二十五書記官
 官房第二十六書記官
 官房第二十七書記官
 官房第二十八書記官
 官房第二十九書記官
 官房第三十書記官
 官房第三十一書記官
 官房第三十二書記官
 官房第三十三書記官
 官房第三十四書記官
 官房第三十五書記官
 官房第三十六書記官
 官房第三十七書記官
 官房第三十八書記官
 官房第三十九書記官
 官房第四十書記官
 官房第四十一書記官
 官房第四十二書記官
 官房第四十三書記官
 官房第四十四書記官
 官房第四十五書記官
 官房第四十六書記官
 官房第四十七書記官
 官房第四十八書記官
 官房第四十九書記官
 官房第五十書記官
 官房第五十一書記官
 官房第五十二書記官
 官房第五十三書記官
 官房第五十四書記官
 官房第五十五書記官
 官房第五十六書記官
 官房第五十七書記官
 官房第五十八書記官
 官房第五十九書記官
 官房第六十書記官
 官房第六十一書記官
 官房第六十二書記官
 官房第六十三書記官
 官房第六十四書記官
 官房第六十五書記官
 官房第六十六書記官
 官房第六十七書記官
 官房第六十八書記官
 官房第六十九書記官
 官房第七十書記官
 官房第七十一書記官
 官房第七十二書記官
 官房第七十三書記官
 官房第七十四書記官
 官房第七十五書記官
 官房第七十六書記官
 官房第七十七書記官
 官房第七十八書記官
 官房第七十九書記官
 官房第八十書記官
 官房第八十一書記官
 官房第八十二書記官
 官房第八十三書記官
 官房第八十四書記官
 官房第八十五書記官
 官房第八十六書記官
 官房第八十七書記官
 官房第八十八書記官
 官房第八十九書記官
 官房第九十書記官
 官房第九十一書記官
 官房第九十二書記官
 官房第九十三書記官
 官房第九十四書記官
 官房第九十五書記官
 官房第九十六書記官
 官房第九十七書記官
 官房第九十八書記官
 官房第九十九書記官
 官房第一百書記官

沖繩返還協定第4条3項復元補償
 の処理状況について

昭47.12.5
 米北一

在米大使館にシミツ参事官代理を通じて
 調査して頂くこと。

1. 本件復元補償の処理機関として陸軍工兵
 隊 (Army Corps of Engineers, Real Estate Division)

の指定され、同隊不動産
 部 (Real Estate Division) が中心に参事官代理 (別添1)
 として9月18日付屋家知事宛書簡をもち、

県内市町村に本件クレーン提出経路を
 依頼した。米北、9月12日、在沖米陸軍

基地司令部判事件に關し処理を進行中
 のため表を付す。(別添2)

2. シミツが11月29日-12月1日、沖縄

出張(出張調査して23)、沖縄県

当局判、11月17日、本件講和前後復元

補償おし 布令20号に於て講和後復元

補償関係に合計約15.5百万

ドル相当の申請が出され、審査が

始りながら、講和前、講和後の仕分

け等々、審査が完了するに約1年を要す

ことと見られ、実際には支払いは始り

(1973年7月以降) 3
9. 日本、明年国会計年度に於て。

DEPARTMENT OF THE ARMY
JAPAN DISTRICT, CORPS OF ENGINEERS
REAL ESTATE DIVISION, OKINAWA
APO SAN FRANCISCO 96331

FOJRE-O

18 September 1972

Mr. Choby Yara
Governor, Okinawa Prefecture
Naha, Okinawa, Japan

Dear Mr. Yara:

We are pleased to inform you that this office has been officially designated as the validating agency for those claims of Japanese Nationals falling within the purview of paragraph 3, Article IV, of the agreement between the United States of America and Japan concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands, dated June 17, 1971.

It will be appreciated if you would inform the mayors of the municipalities concerned of this fact and ask them to have all appropriate claims submitted to this office for processing at their earliest convenience.

Sincerely yours,

W. W. VINCENT
Acting Chief, Real Estate Division

CF:
DFAB, Okinawa
PODRE
OFO
American Consulate General

FOJRE-O RECORD COPY
MR. VINCENT
MR. SANTOS/eltm

U.S. to Pay Oki Damage Claims

FORT BUCKNER, Japan (Special) — The United States has begun action to validate and pay claims to landowners in Okinawa Prefecture for damages to property which occurred before the signing of the peace treaty with Japan.

The action was announced in a letter to Gov. Choby Yara from the U.S. Army Japan District,

Corps of Engineers, Real Estate Division, Okinawa.

The action is being taken in accordance with the June 17, 1971 agreement between the United States and Japan.

The United States agreed to make ex gratia contributions for restoration of land which was damaged before July 1, 1950, released from military control between June 1961, and reversion

on May 15, 1972.

Officials say that they expect some 14,000 claims resulting from changes made by the military during the period the land was utilized for military use.

Some examples of these changes, they say, are improvements the military made for its use. These include access roads which pass over private property, portions or whole buildings on private property, and permanent-type fences, all constructed during the post-war years.

別添2

News Release

"We Provide"



U.S. ARMY BASE COMMAND, OKINAWA

在 沖 米 陸 軍 基 地 司 令 部



Public Affairs Office 公 報 部 (電)

Tel. 33152 or 58197

我々は支援する

FOR IMMEDIATE RELEASE

REL. #1058

FORT BUCKNER, JAPAN---Sep 12---The United States has initiated action to validate and pay claims to landowners in Okinawa Prefecture for damages to property which occurred prior to the signing of the peace treaty with Japan.

The action was announced in a letter to Governor Chobyō Yara from the U.S. Army Japan District, Corps of Engineers, Real Estate Division, Okinawa.

The action is being taken in accordance with the June 17, 1971, agreement between the United States and Japan.

The United States agreed to make exgratia contributions for restoration of land which was damaged prior to July 1, 1950, and released from military control between June 1961, and reversion on May 15, 1972.

Officials say that they expect some 14,000 claims resulting from changes made by the military during the period the land was utilized for military use.

Some examples of these changes, they say, are improvements the military made for its use. These include access roads which pass over private property, portions or whole buildings on private property, and permanent-type fences, all constructed during the post-war years.

(フットバクター 九月二日)

米國は沖繩の地主による日本手紙條約の調印
前々沖繩に於ける所有地の損害に於ける補償請求
に答へるため、平議議定を同條としたことを米國政府
日本工兵地子不効産部から屋良知事宛の書簡で
明らかにした。

これは一九七一年六月七日日本間で同意をみた
アトリーカは一九五〇年七月一日以前に損害を
米軍から一九六一年六月から一九七一年五月一日まで
の間は返かたされ、日本に於いて特約の後元補償を
なすもの、おしよるおしよる。
関係者は損害補償の請求は一万四千件にのぼって
あり、その中には終戦後になつた水た道、島、櫛などの
他の運物等米軍による被害を以てしたるものによるもの
が含まれてゐる。

D区(土留)来年7月に解消

損害賠償 請求権宙に浮く？ 業務量の減少が理由

米留置日本官邸(米留置不納)D区が、来年七月に解消される。米留置業務(米留置)は、米留置業務(米留置)と米留置業務(米留置)の業務量の減少が理由とされている。米留置業務(米留置)は、米留置業務(米留置)と米留置業務(米留置)の業務量の減少が理由とされている。

県外務省が対処策協議へ

D区は、復讐地を在米留置の下に米留置業務(米留置)の業務量の減少が理由とされている。米留置業務(米留置)は、米留置業務(米留置)と米留置業務(米留置)の業務量の減少が理由とされている。

与野党折衝通 明けに持ち越し

米留置業務(米留置)の業務量の減少が理由とされている。米留置業務(米留置)は、米留置業務(米留置)と米留置業務(米留置)の業務量の減少が理由とされている。

米留置業務(米留置)の業務量の減少が理由とされている。米留置業務(米留置)は、米留置業務(米留置)と米留置業務(米留置)の業務量の減少が理由とされている。

米留置業務(米留置)の業務量の減少が理由とされている。米留置業務(米留置)は、米留置業務(米留置)と米留置業務(米留置)の業務量の減少が理由とされている。

社説 「非放棄請求権」の処理

「非放棄請求権」の処理は、労働法の改正に際して重要な問題である。労働者は、労働契約を締結するに際して、労働条件を明瞭に示され、その権利を保護されるべきである。非放棄請求権は、労働者の権利を保護する重要な手段である。労働者は、労働契約を締結するに際して、労働条件を明瞭に示され、その権利を保護されるべきである。非放棄請求権は、労働者の権利を保護する重要な手段である。

政労対決で緊迫の政局

政労対決が激化し、政局は緊迫を来している。労働者は、労働条件の改善を求め、政府は、労働者の要求に応じようとしている。労働者は、労働条件の改善を求め、政府は、労働者の要求に応じようとしている。労働者は、労働条件の改善を求め、政府は、労働者の要求に応じようとしている。

政 局 政労対決軸に緊迫

首相決断で局面打開図る



大正十一年の労働法改正に際して、労働者の権利を保護する重要な手段である。

態度表明は来月下旬

労働者の要求に応じようとしている。

条約局長 条約課長 法規課長

昭和50年(1975年)11月28日 金曜日

バスストを回避

家族手当 話し合ひ中

家族手当の話し合ひが進展している。バスストを回避するため、労働者と経営者が話し合ひ中である。

7団体が成果

沖縄農林漁業構造改善

対米請求は未処理

県DE不動産部の存置要請

対米請求は未処理、県DE不動産部の存置要請。労働者の権利を保護する重要な手段である。

秘
無期限

官房書記官

条約課長
法規課長

アメリカ局長
参事官(北米中)
北米第一課長

沖縄返還協定第4条3項に基く復元補償問題

昭和50
12/14

下4カ局に各第一課

1. 在京米大使館のナハト二等書記官は、9月4日当課に
来訪し、~~本件復元補償請求の締切期限設定~~

(明年(月1日)に付 当方(米)に照会越すこと(記C))

同日本件を以て年々対する説明のり、~~本件~~ 米側
の検討に依頼致す(記B)。

(1) 請求提出の締切期限設定

(A) 沖縄返還協定第4条3項に基き、現在在米
国政府(窓口は在沖米陸軍工兵隊不部署部)に

対し提起請求は約1,000件に上る。

そのうち671件は承認され(approved)。

(但し、残り781件は未だ受取人の確定年が固

GA-1

2041 外務省
2041

2

難台問題に就き(2) 認許請求の

総補償額に付し承認し(2) 米側 400万ドル

を大體に下回し、多分3分の1以下に下り

る見込み。認許請求の受取人も確定し

2020年12月25年内に支払が行われる可能

性がある(但し、具体的に何時頃か定まらな

く承認し(2)。

(B) 米国政府は、本件復元補償請求の処理に付

1972年8月28日付の南保省に書翰を送り

、南保地方の団体にも説明を行つた。当時

工兵隊から20件程度の請求は調査し、南

保省に通報して(2) 以上追加の請求は

提起の可能性があるが、現時点では

1972年12月以降 請求の提起は止む

らぬ。

GA-1

外務省

(1) 概算、工事費不都合部の維持管理費の年々約50%以上、米國政府と交渉出来れば3年以内で閉鎖したいと希望している。

(2) 2025、2026年1月1日と見られ、事件復元補償請求提起の締切期限と見られる日本政府の見解如何。

(3) 70%等に対する説明は、神繩の70%及び一部住民の同意、事件復元補償の総額及び日本政府側との合意があること、~~情~~ 予行~~の~~ 維持費の削減に努むること、事件復元補償支給の際に70%等が、その負担に同意する旨を日本側との合意としておくこと如何。然るに場合、米側としては「日本側の特許権の合意はない。秘文記載云々の場合は日本政府の側」

題名は「日本政府の照会に対する回答」として、如何。

2. 上記(1)の内、第一、防衛施設庁(施設企画課 河野課長補佐)及び神繩果実(渉外部基地渉外課 神小課長)に照会したところ、当初は、両者とも4条3項関係の事業は全て請求が成立しないとして、2026年1月1日までの請求提起を締切の差支えを以て回答致した。その後、所謂「4条1項及び2項の事業(現在あり)」4条1項事業については請求が認められ、防衛施設庁の調査の対象としていた。調査の結果、4条3項事業(小の事業)及び4条2項及び3項の事業(現在あり)4条2項事業については請求が認められ、土地損壊賠償審査委員会に上訴処理中である。結果、4条3項事業は「裁決」がなされ、存在の可能性あり(実際は、前者は教件あり(防衛施設庁)あり、後者はなし(神繩果実)である)。

場合より、小倉省機用調査、裁決の結果、仮に
 4条3項事業として米側へ請求を提出したところ、明記
 してあること、施設等、請求提出の締切、不働産部内
 鎖後、何れかの国に何等の請求を提出する権利を
 残すことがないこと（要するに、早く、早急は、請求提出の締
 切、不働産部の~~所管~~の立場上、このように
 いう。（別添付紙）

3. 上記の鑑み、在米米使館に対しては、次の通り回答
 することとした。

(1) 請求提出の締切期限設定

(1) 今後完全新規の4条3項事業請求を提出した
 可能性は小さいと見られるが、現在防衛施設等、地
 権賠償審査委員会等による調査、審理中の事業の中で
 4条3項事業が今後発生するに今後明記は、予
 見可能性を排除し得ない。

不働産部の内閣との関係 (同部は) 6

(12) 7月2日、不働産部内閣との関係、4条3項事業の請
 求、~~米側へ~~締切の二つは、差支元等、締切後
 (9月2日、日本と米国の政府機関より) 4条3項事業の
 取扱い判断、米側へ発生した場合、この事業は、
 迅速かつ適切に処理（請求受理、調査、補償等）が得る
 ことより、米側へ~~米側へ~~債権移譲の損害等実効的と判断
 され、この二つを希望する。締切期限設定
 (11) 締切、実際には、事業に十分な時間の余裕を
 沖繩県、市町村、南保団等、締切期限設定
 手交書等迅速に等周知徹底を以て、この措
 置は、この二つは、必要と見られる。の意味で、
~~締切期限は、明年10月1日とする。は、問題なし~~
~~中、~~ 1949年10月1日を、この締切期限とする
 こととする。

(12) 不働産部内閣後、米側へ~~米側へ~~関係資料

(三) 不動産部より調査の結果被害を以て認定した
 事実については、被害側より調査の要求を受けたこと
 の可能性が大きい。現時点での被害の発生した
 ことについては、被害者より早く関係地主に通知すること
 が望ましい。

(本) 不動産部内鎖後、事例として関係資料を

上記後任機関等による保管のため、日本政府の参照として
 以下の措置を必要とする。

(本) 不動産部内鎖後、土地損害賠償審査委員会の
 審理・裁決の中心として、^(審理の中心) 同委員会

の審理の内情を処理し、被害者の権利の行使
 措置に必要とする。

(2) 70以降の被害者に対する説明を

説明を以て、日本側の手配を促すこととし、
 (被害者に対し、具体的な書面等については今後検討し
 たいこと) として、「被害者に対する日本政府の問題
 に対する表現は、被害者に対する被害の被害の被害
 に対する被害の説明を必要とする。

裁
無期限

(別紙)
紙

沖繩返還施設等4条3項の基く復元補償問題

(担当官用非公式意見交換)

昭和50.11.17

7時40分頃から1課

11月17日、三小の沖米陸軍工兵隊不即着部が上京の
機会に、当省の7時40分頃頃同様の非公式
意見交換を行ったこと、その概要次の通り(出席者別添1)。

1. 冒頭当省より、案件の進捗状況は日本側で検討中
の結論は出していないこと、その意見交換は関係担当者用
の非公式のものと位置づけ、その際、防衛施設
等4条3項の沖米陸軍工兵隊不即着部(管見)の
施設、補償(2)の(2)の次をとり進めたいこと、
その場、改訂の施設等、案件の進捗は、
~~(施設等、案件の進捗は、管見)の施設、補償(2)の(2)の次をとり進めたいこと、~~

(1) 防衛施設等4条3項の基く

(1) 4条3項の沖米陸軍工兵隊不即着部が上京の
機会に、当省の7時40分頃頃同様の非公式
意見交換を行ったこと、その概要次の通り(出席者別添1)。

(2) 冒頭当省より、案件の進捗状況は日本側で検討中
の結論は出していないこと、その意見交換は関係担当者用
の非公式のものと位置づけ、その際、防衛施設
等4条3項の沖米陸軍工兵隊不即着部(管見)の
施設、補償(2)の(2)の次をとり進めたいこと、
その場、改訂の施設等、案件の進捗は、

(2) 沖米陸軍工兵隊不即着部

(1) 4条3項の沖米陸軍工兵隊不即着部が上京の
機会に、当省の7時40分頃頃同様の非公式
意見交換を行ったこと、その概要次の通り(出席者別添1)。

(2) 冒頭当省より、案件の進捗状況は日本側で検討中
の結論は出していないこと、その意見交換は関係担当者用
の非公式のものと位置づけ、その際、防衛施設
等4条3項の沖米陸軍工兵隊不即着部(管見)の
施設、補償(2)の(2)の次をとり進めたいこと、
その場、改訂の施設等、案件の進捗は、

因清台处理a.c.v. 通知台措置かとの水c.c.v. 必要に於
 3.

2. 水c.v. 対v. 米例より次より發給か否か。

(1) 米國c.c.v. 対 不郵産部在明年6月以開通c.c.v. 考て之由。
 知事v. 諮詢作業を以て之由c.c.v. 以明年1月1日c.c.v. 4条3項
 國保事業v. 請求を締切y.c.c.v. 考て之由。

(2) 地租増徴賠償審査委員会付、明年3月2日 合の審理
 を終了c.c.v. 命ずv. 由。上訴c.c.v. 手続c.c.v. 考て之由、c.c.v. 以
 不郵産部在東京c.c.v. 上訴手續c.c.v. 由 (5年期間は3週
 内)、以て之由 米例c.c.v. 知 Office of Counsel, Pacific
 Ocean Division へ一段c.c.v. 下。5月21日c.c.v. 由。

(3) 國保資料a.c.c.v. 处理c.c.v. 考て之由、不郵産部c.c.v. 以て之由請求之制限
 付否c.c.v. (在範圍在日米軍司令部c.c.v. 由)、郵務防衛施
 策向c.c.v. 以て之由の報告c.c.v. 2. 意見を提出c.c.v. 以て之由考て之由。

3. 上記2.(2)c.c.v. 因v. 冲波果行¹⁹⁴¹由。現在4条2項國保

事業c.c.v. 以て之由損害賠償審査委員会c.c.v. 審理中c.c.v. 半席を分給
 實際付) 由が合考て之由
 国保委員c.c.v. 以て之由(4条3項事業c.c.v. 以て之由) 裁決を以て之由考て之由
 可能性c.c.v. 以て之由(水c.c.v. 以て之由) 新c.c.v. 台問題提呈c.c.v. 考て之由
 以て之由(以て之由) 新c.c.v. 台問題提呈c.c.v. 考て之由
 以て之由(以て之由) 4条
 3項事業v. 請求提出c.c.v. 以て之由締切y.c.c.v. 由、米例c.c.v. 以て之由
 考て之由(可能性c.c.v. 以て之由)
 以て之由(以て之由) 5月21日c.c.v. 由、明年1月1日
 締切y.c.c.v. 由、例之付、米例 Office of Counsel
 へ処理付 (以て之由 冲波 Area Office へ之由)
 以て之由 結果を統計c.c.v. 以て之由考て之由。
 以て之由 結果を統計c.c.v. 以て之由考て之由。
 以て之由 結果を統計c.c.v. 以て之由考て之由。
 以て之由 結果を統計c.c.v. 以て之由考て之由。
 以て之由 結果を統計c.c.v. 以て之由考て之由。
 以て之由 結果を統計c.c.v. 以て之由考て之由。
 以て之由 結果を統計c.c.v. 以て之由考て之由。
 以て之由 結果を統計c.c.v. 以て之由考て之由。

(注)上記意見交換後、直ちに臨時神機部個別の検討
並に年々理念の進捗を先ず(投札/出札)に通知す。

(1) 4年3項事業の新規請求は明年1月1日より原則的に
締切は2月15日とする。但し、例外的に同日以降に新規
の請求を提出し得る。本庁のOffice of Counsel 2-4
程に通知す。神機Area Officeに請求の申請書を送付す
こととする。

(2) 4年3項事業の現在不都合部への調査中の事業
の調査の結果報告を2月15日以前に完了すべし。他
個別に通報したものを、必要に応じて調査工程の上
昇を促す。報告を2月15日以前に完了し、調査の要
請を受けたものは存在しない。調査の結果、調査
~~結果を2月15日以前に完了すべし。~~す。但し、
二種の調査結果の可能性は、未だ限り無く把握でき
ない。不都合部が今後更に調査結果を把握する。

通知すべき事項を考慮す。

(3) 肉保補助の非公式意見交換の際、所謂在案2項の
事業の進捗状況は、同様にとり現在段階的進捗
の調査中の事業の進捗状況を、其中の4年3項事業の進
捗状況の可能性を把握し得る。調査結果を2月15日以前
に報告すべし。検討の結果を2月15日以前に報告す。

(二) 4年3項事業の進捗 神機Area Office - 本庁Office
of Counsel 2-4に通知す。2月15日以前に報告す。
調査中の4年3項事業の進捗状況を、調査結果を2月15日
以前に報告す。

2月15日、11月28日及び30日付神機9162(別添2)の報
告に接し、直ちに神機部個別に同報告を返信す。理念
の進捗は、先ずの進捗を3次通知す。

(1) 以後、不都合部、地事委員会等との意見交換を併せて
検討の進捗結果、報告す。4年3項事業の請求提出

締切に反し、不動産部へ存重要請という趣旨の陳情書
 を提出し、来週中の外務省、不動産部宛に提出したいと
 希望している。

(2) 不動産部は閉鎖して、^{（追加）}他が知らずして処理すること
 はない。不動産部の経験、所有資料とご理解把握
 度等により、構成している。

(3) 不動産部への話合は、同部への存続を希望
 しない様であり、上層部への説明ととも、来週陳情書
 を提出し、結果の通知と口頭説明を行う。

(出部者)

外務省 今月 7 月 11 日 以来 第一課 事務官
 防衛施設庁 河野施設庁 企画課 課長補佐
 下村施設取得課 課長補佐
 沖地果行 神山渉外部 基設渉外課 課長
 中村渉外部 基設渉外課 主任
 平野東東事務所 商工課 課長
 在東京大使館 外務省 渉外課 課長
 陸軍工兵隊 2711 不動産部長

昭和50.11.30付 沖波タイムス

社説

「非放棄請求権」の処理

二十三日の朝日新聞に、東京地裁が「非放棄請求権」の処理に関する判決を出した。これは、債権者が債務者の財産を放棄したにもかかわらず、債権者がその財産を回復しようとする権利を主張したものである。この判決は、債権者の権利を保護する上で重要な意義を持つ。

債権者が債務者の財産を放棄したにもかかわらず、債権者がその財産を回復しようとする権利を主張したものである。この判決は、債権者の権利を保護する上で重要な意義を持つ。

(別添2)

昭和50.11.28付
沖波タイムス

「対米請求」は未処理

県、DE不動産部の存置要請

米国の対米請求は、現在未処理の状態にある。県は、DE不動産部の存置を要請している。これは、県民の利益を保護するためである。また、県は、DE不動産部の存置を要請している。これは、県民の利益を保護するためである。

米国の対米請求は、現在未処理の状態にある。県は、DE不動産部の存置を要請している。これは、県民の利益を保護するためである。また、県は、DE不動産部の存置を要請している。これは、県民の利益を保護するためである。

(参考1)

沖縄返還協定第4条3項事案処理
の開始手続

1. 本件事案の処理機関として陸軍工兵隊不動産部
(Army Corps of Engineers, Real Estate Division)が
指定され、同部が代理として1972年9月18日
付「返還通知表」(別添1)を呈し、沖縄県内市町
村に本件について協定第4条3項の趣旨を説明し、同年9月
12日、沖縄本島陸軍基地司令部より本件について処理を
進めようとする旨の通知(別添2)を行った。

2. 日本政府としては「公平な特別措置」をとる
こととする。

(参考2)

沖縄返還協定第4条3項事案の請求提
出締切日と返還第2条3項の趣旨
の根拠

1. 返還協定第4条3項(別添3)に「日本政府
は、日本政府の協定の上でこの手続に従っての
協定の効力発生以後、この請求権を取り扱いかつ
解決すべし、正当な権限を行使し職員を琉球諸島及
北大東諸島に遣わすに許すことと規定すべし」とし、
本協定の附随合意議定書第2項(別添4)に於いて、
この手続には第4条3項の趣旨に従って(行われ)自発
的交換を以て新当り措置も含めらる。

2. 日本政府はこの日本国政府の協定の上で
協定第4条3項の請求提出の期限につき協定に明示の規定はないこと
から、本協定の締結に際して締切日と返還第2条3項の趣旨
外務省

可能であると考えられる。

3. 以上、上記合意議事録3項(別添4)に規定した
とおり、米国民政府は、日本国政府と協定した上記の
手続を周知させ、及び、水産貿易に利用されたことに
対して必要な措置をとり、解決すべきである。

(参考3)

沖縄返還協定第4条3項事案の処理

に対する日本国政府の関与

1. 返還協定第4条3項の趣旨は、軍用地に関するもの
中に復元補償或水の問題については、米国民政府が、公正
なる裁量権者として、法的義務の有無を離れ、自発的支
払という形で、水を解決するということにある(別添5
参照)。

2. ~~日本~~日本国政府としては、この点から協定に従
って着実、適正に行われようとする旨を、この議事録
(別添6参照)、返還協定第4条に固めた合意議事録
2項(他、2返還協定第4条2項)及び、同合意議事録
3項の各「協議」を通じて、案件事案の処理に固執し
ていくべきであると考えられる。

別添1
DEPARTMENT OF THE ARMY
JAPAN DISTRICT, CORPS OF ENGINEERS
REAL ESTATE DIVISION, OKINAWA
APO SAN FRANCISCO 96331

18 September 1972

POJRE-O

Mr. Chobyō Yara
Governor, Okinawa Prefecture
Naha, Okinawa, Japan

Dear Mr. Yara:

We are pleased to inform you that this office has been officially designated as the validating agency for those claims of Japanese Nationals falling within the purview of paragraph 3, Article IV, of the agreement between the United States of America and Japan concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands, dated June 17, 1971.

It will be appreciated if you would inform the mayors of the municipalities concerned of this fact and ask them to have all appropriate claims submitted to this office for processing at their earliest convenience.

Sincerely yours,

W. W. VINCENT
Acting Chief, Real Estate Division

CP:
DFAB, Okinawa
POJRE
OFO
American Consulate General

別添2
News Release



"We Provide"
U.S. ARMY BASE COMMAND, OKINAWA

在冲米陸軍基地司令部



Public Affairs Office 広報部 (電) Tel. 33152 or 58197

我々を支援する

FOR IMMEDIATE RELEASE

REL. #1058

FORT BUCKNER, JAPAN---Sep 12---The United States has initiated

action to validate and pay claims to landowners in Okinawa Prefecture for damages to property which occurred prior to the signing of the peace treaty with Japan.

The action was announced in a letter to Governor Chobyō Yara from the U.S. Army Japan District, Corps of Engineers, Real Estate Division, Okinawa.

The action is being taken in accordance with the June 17, 1971, agreement between the United States and Japan.

The United States agreed to make exgratia contributions for restoration of land which was damaged prior to July 1, 1950, and released from military control between June 1961, and reversion on May 15, 1972.

Officials say that they expect some 14,000 claims resulting from changes made by the military during the period the land was utilized for military use.

Some examples of these changes, they say, are improvements the military made for its use. These include access roads which pass over private property, portions or whole buildings on private property, and permanent-type fences, all constructed during the post-war years.

(通達地才4条2項 同3項)

2 もつとも、1の放棄には、琉球諸島及び大東諸島の合衆国による施政の期間中に適用されたアメリカ合衆国の法令又はこれらの諸島の現地法令により特に認められる日本国民の請求権の放棄を含まない。アメリカ合衆国政府は、日本国民の請求権の放棄のうえ定められる手続に従いこの協定の効力発生日以後そのような請求権を取り扱いかつ解決するため、正当に権限を与えた職員を琉球諸島及び大東諸島に置くことを許される。

3 アメリカ合衆国政府は、琉球諸島及び大東諸島内の土地であつて合衆国の当局による使用中千九百五十年七月一日前に損害を受け、かつ、千九百六十一年六月三十日後この協定の効力発生日前にその使用を解除されたものの所有者である日本国民に対し、土地の原状回復のための自発的支払を行なう。この支払は、千九百六十一年七月一日前に使用を解除された土地に対する損害で千九百五十年七月一日前に加えられたものに関する請求につき千九百六十七年の高等弁務官布令第六十号に基づいて行なつた支払に比し均衡を失しないように行なう。

(通達地才4条1項 同合衆国議事録)
2項 3項

2 同条2の規定に基づいて定められる手続には、同条3の規定に従つて行なう自発的支払のための適当な措置及びアメリカ合衆国政府又はその機関が日本国民（琉球諸島及び大東諸島の市町村を含む。）に対して負つてゐる債務で協定の効力発生日に償還されていないものの支払を完了するための措置を含む。

3 アメリカ合衆国政府は、日本国政府と協議して、2の手続を周知させ及びこれが容易に利用されるようにするため必要な措置をとる。

アメリカ政府
参事官
北米第一課長

条約課長
法規課長

涉基第148号

昭和50年12月2日

外務大臣
官 沢 喜 一 殿

沖縄県知事
屋 良 朝



沖縄返還協定において米国が措置
することとなっている請求権の今
後の措置について(要請)

最近、米国は「沖縄返還協定第4条第3項事案の処理を原則と
して来年1月1日限りで締め切り、その後もしも事案があれば例
外として、ハワイの大平洋地区相談事務所で処理したい。日本管
区工兵団在沖不動産部を来年6月30日限りで閉鎖したい」との
方針を示しています。

この方針からすれば、今後米国が処理すべき業務は殆んどないよ
うな印象を受けます。

沖縄県

2315



しかし、県と沖縄市町村軍用地等地主会連合会が検討したところ
米国が今後処理すべき業務が相当量残されていると思われ
それを挙げれば次のとおりであります。

協定第4条第3項事案については、一応現地調査を終えた形にな
っているが、個々の地主が立会つたうえで調査したわけではなく
被害がないとされた地主の中には不服のあるものがあると思われ
ます。

従つて、調査結果については、これらの地主に通知して不服申
立の途を講じ、不服申立があれば再調査を実施すべきであるが、
それがなされていません。また、被害があるとされたもののうち
相当量のものについては支払手続に必要な書類の整備がなされて
いません。

協定第4条第1項事案(放棄請求権)については、沖縄返還協定
放棄請求権等補償推進協議会から政府に対し、12万件余の補償
請求が出されているが、その中に協定第4条第2項又は第3項事
案が混入していることが指摘されています。当該混入事案は今後
米国に引き継いで処理させる必要があります。

ところで、当該混入事案のうち、協定第4条第2項事案につい
ては米国土地損害賠償請求審査委員会において処理すべきである
が、同委員会に対する請求期限が昭和49年11月13日限りで

沖縄県

切れているので、当該請求期限の延長を図る必要があります。

また、高等弁務官布令第20号に基づく収用宣告書によつて、米
国が収用した土地の賃借料で復帰までに未払いのものは、日本管
区工兵団在沖不動産部がその支払いにあつているが、未払いが
まだ相当量残されています。

以上のとおり残されている業務が相当量あるので、それを完全
に処理するには今後かなりの期間を要するものと思われま

ところで、当該業務の処理にあつては長年の経験と現地事情の
熟知並びに長年に亘る多くの資料を十分に把握し、理解してい
ることが必要であるばかりでなく、本県は勿論のこと現地の市町村、
地主会等との密接な協力関係が必要であります。かかる観点から
米国から示された前記の方針では当該業務を処理することは到底
不可能であるといわざるを得ません。

当該業務を円滑かつ完全に処理するには、長年当該業務に従事し
てきた在沖不動産部の継続存置が必要不可欠であると考えます。

以上のことに鑑み、下記事項の実現方について特段の御努力を
お願いします。

記

/ 当該業務を引き続き在沖不動産部に処理させることとし、当
該業務が完了するまで同不動産部の継続存置を図ること。

沖縄県

2 協定第4条第1項事案（放棄請求権）として政府に補償請求
しているものの中に混入している協定第4条第2項事案の処理
をさせるため、米国土地損害賠償請求審査委員会に対する請求
期間の延長を図ること。

沖縄県

2. 此外 (重要) 事项 (如加予福利以吸引更多人员等) 而
工本即存部以此若干减少上述之工本之支出者 (之
小57)

2. 此外 关于 福利 事项 (如加予福利以吸引更多人员等) 而
工本即存部以此若干减少上述之工本之支出者 (之
小57)

3. 此外 关于 福利 事项 (如加予福利以吸引更多人员等) 而
工本即存部以此若干减少上述之工本之支出者 (之
小57)

(参考)

冲绳复建事业4年3项目之复元补偿
(新复建事业本部内閣问题一覽表)

昭和50年

9月4日-22日 米内閣 検討委員 (別添1.9.1.)

10-11月 池田内閣 冲绳复建事业内閣府と関係部会
11月17日 米内閣 池田内閣 冲绳复建事业在米内閣内閣府内
非正式意見交換 (別添1.9.別紙)

12月17日 米内閣 在米内閣内閣府内閣 (別添2.)

19日 池田内閣 米内閣 冲绳复建事业海外部内閣府内閣意見交換
(在冲绳复建事业) (別添3.)

20日 冲绳复建事业54年 事情調査検討 (別添4.)

23日 池田内閣 米内閣 冲绳复建事业海外部内閣府内閣意見交換 (在冲绳复建事业)
(別添5.の272-1.米内閣 冲绳复建事业内閣府内閣検討委員)

24日 米内閣 池田内閣 冲绳复建事业海外部内閣府内閣意見交換 (在冲绳复建事业)

同業子自費記録簿

24日 米一、在米米下用意見交換 ~~（中略）~~

法規課長了

沖繩返還協定第4条3項に基づき復元補償
の請求の受理締切り問題について

(昭50.12.4付北米10-10-の法律の
側面に開示されたものについて)

昭50.12.16.

条規

沖繩協定第4条は請求提起期間に關する
明示の規定を置いていないこと、今日米側

より提起した請求受理締切りの提案に対するわが方
の対処限りに關し、気付きの点を

協定に即ち検討すれば次のとおり。

1. 尚題の所在

(1) 協定第4条2の「手続」は、請求の受理締切
りの期日の決定に關する事項を含む(既に

とせば、わが方は締切りに關しわが方の考えを
米側に提案する協定上の根拠が存在する。)

(2)

(2) 協定第4条3は、米側の「自発的支払」
(ex gratia contribution)と定めているのである
から、請求の受理に時間的制限を加える
ことは、米側の自由裁量によるのではない。

(3) 一般的に言って損害賠償請求の提起は、
実際に損害が生じた時点より合理的な
期間内に提起されるべきであるとの原則に
照らせば、沖縄協定上の請求も
無期限に提起できる旨を米側に主張
することができようではないか。

(4) 合意議事録中第4条に同項規定の3
項において、「米政府は日本国政府と協定に
請求手続を同知せ及び此が客場を利用
されるようにする必要措置をとる」旨が
規定されているが、在沖米軍工兵隊不処置
の縮小は、右規定上どの程度か行われるか。
(その他の機関に請求) (米側が異議を唱えること)

(5) 米側が米側の協定上の請求
手続が大中に変更なしで済む結果、

被害者の請求権の実現が妨げられる場合
政府は被害者に対しかかる責任を負う。

2. 協定第4条2の「手続」の解釈
合意議事録中第4条に同項規定の2項は、
協定第4条3の自発的支払は協定第4条2の

(文理解釈上の相違)
「手続」により定められている。第4条2、日本国
政府と協定のうへ定めらるる手続に従い」の部分

「請求権を取り扱いかつ解決する」に係るものと解す
るので、両国の協定は請求権の処理全般に

同項手続に同じ行われべきものである、従って、
請求受理の締切期日についても米側は協定上の権利

として協定上の場合に於ては異議を申し立てることが可能
と見られる。日米双方の密接な協力により問題を解決

しようとする協定の趣旨もかかる解釈が妥当であると
考えらる。

よって、北米と南米との提議を米側に押し
 行うには 協定上の根拠が十分にあると見られる。

3. 「自発的支払」と米側の裁量の問題

協定第4条3の「自発的支払」の趣旨は、米側
 による支払いか、実定法に基く法的義務として
 行われるものであると 施政権者として公正を期するの
 立場から行われるものであることにあるが、この
 (自発的に)

観点からすれば、被害者救済を最大限に行うに
 米側の意向があることが明白であり、かつ、いかに自発的支払にせよ協定
 により支払の義務を規定していること(Will make)である。米側には
 如何なる法的約束もない、米側に全くの自由裁量があるといえる理由
 である。今回の米側提議が
 (被害者保護の見地より) 十分の申すに足りない

場合には如何なる米側は押し 適当な申入れを
 行うことは法的には何ら問題も存在しないといえる。

4. 合理的な請求提起期間の問題

米側は 請求手続を十分に周知徹底して
 おり、1972年以降は請求がなされていまい事実、
 (現に) (新理)

及び、無期限の請求提起期間を米側に求めること
 は国際法の一般原則から見て合理的であること、(合理的に)

今回米側提議は全く理由なしといえるので、
 中絶するに決まるとして、申請受理の反対、不承認の存在を、は
 米側提議力と持たないといえる。他方、如何に米側提議力
 としては被害者保護が最大の政策目的であり、協定第4条1項及び2項
 から外の問題も存在することと考慮すれば、政策目的としては、
 不利な米側の立場に国際法はない。何れかの米側の請求手続を
 放棄するに米側は要するところと見られる。

5. 請求手続の周知と容易に利用の問題

請求提起の可能性が理論的に残って
 いる段階では、如何にすれば、合意交渉中の
 (の存在に) (適宜)
 本中協定を米側に押し 注意喚起すべきとする
 こと。他方、何らかの縮小を主張し、いつか

日米間の合意の場合には、この方では、
本件相違の円通に、対国内説明より用宗
(十分)
が必要か否と見出し(実証論が可能な限り)。

6. 補償も此が實際起る場合の
この国政府の責任の問題

上記見出しの問題点につき、この方の基本的
立場を米側に押し認めさせることにより、前項

の対内説明より用宗好むに非ず、法律的に
は、政府は補償も被害者に対し責任を

負うことには同意しと見出し。同5の責任
措置は行方不明は全く国内政策の問題と
す。

裁
無期限

今日

北米第一課

沖縄米遺棄被害4第3項に基く復元補償
(請求提起締切問題)

昭和50.12.16

防衛局北米第一課

清原防衛局防衛官の沖縄御出張(12月17日-19日)の
機会に、同防衛官より然るに沖縄米遺棄被害者に対し、
下記の内容の御説明願うこと致し。

記

1. 請求権の提起は、reasonableな期間内
に行わねばならないが、国際法上確立した一般
原則であり、無期限に認めらるべきではない。

2. 本件復元補償問題は、米国防許は、
1972年9月18日付の局長沖縄米遺棄被害者に対し、
米防衛軍工兵隊不動産部から本件請求の処理の事
外務省

2-27-28-29-30、国保者、早急に請求提起方通報
 以上徹し前の書簡を送りしもの、本日の請取
 の請求、29日現地調査、国保者も直報して
 した。以上追加の請求も提起し得る可能
 性は小さいと考へ、現に1992年12月以降
 の新規の請求は提起し得ないことと承知して
 した。

(3) 地方、工兵隊不動産部の維持管理費は、年に約
 50万に上り由である。本件は計、12月、4月、
 (4) 中止請求は錯誤あり、明年6月を以て不動産部
 に開鎖取次、明年早急に本件請求を締切する等本
 国保の考へにも理由があると思われる。

(5) 就ては、請求提起の締切、不動産部の開鎖に
 ついては特に異議を唱へるべきではない。

何らかの果敢の手段を以て同部開鎖後も沖繩県に
 外務省

北米一課

1.
 沖縄返環協定4条3項に基き
 復元補償(請求権締切問題)

昭50.12.19
 了川看 津尾

沖縄出張の機会に12月19日沖縄県
 外務部 神谷課長と不件にて

協議したところ、その概要下記のとおり。

記

1. 当面の次のとおり成るべく協議を
 開始した。

(1) 請求権の提起に合理的期間内に
 行われなければならないこと、国際法上
 確立した慣行である。

GA-6 外務省

(2) 不件復元補償問題に付米内閣府

は1972年9月18日閣議決定事に対し関係

者に早急上請求提起を通報に付し

旨の書簡を提出し、関係者に対し

周知が行われた結果、同年12月以降

新規の請求は提起されなかつたこと

を報告した(米側首肯)。

(3) 他方沖縄県においては請求提

起締切り期間の延長と不件請求処

理に当つたこと、在沖陸軍工兵隊不

審部(以下E.D.と略称)の困窮に対し

- ()
- ()
- ()
- ()
- ()

要約に付し、承諾に付す。

(4) 外務省としては前記要約を以て、

4条1項又は同2項に於ける請求提起

事案のうち、4条3項事案とされるもの

ある恐れがあること、米側と内閣府

に付し、話し合つていくこと、(付加)

在沖米陸軍が一般的に縮小の方向に

あり、またE.D.維持に付し、年間約50万

ドルの支出を要する由もあり、請求提起

期間を若干延長せしめる見込み

に於けること、E.D.を明年7月1日以降

- ()
- ()
- ()
- ()
- ()

存続せしめらるゝと申す類にありと判断

せらる

(4) 租税米測り来る 22日 にも沖縄県に

対し請求提起 締切り日 とDFの 晦

月末 閉鎖 につき 通報 した こと 内報

趣 にも した。 これ に対 し、外務省は

沖縄県 と 調整 中 にも あり こと 別

記 通 報 中 暫 ち 延 期 に 依 っ て

申 入 れ 事 務 加 あり

(5) つ づ け、 県 測 の 不 詳 につ づ け 意

旨 を 承 知 し、 不 目 録 上 に 決 定 あり

又、これ に対 し 県 測 は 次 の と あり 答 へ た。

(1) 今 朝 (19日 午 前) にも ED 二 へ 郵 送 上

不 部、伊 豆 島、^{伊豆} 諸 島、^{伊豆} 各 船 行 場 及 び 美 里

通 信 設 置 の 復 元 補 償 につ いて 諸 島 へ

ま した ばかり にも あり。 これ の 補 償 は

4条 3項 事 案 にお け る 明 白 にも あり

国 防 省 へ 検 討 の 結 果、具 體 的 的 的

意 味 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的

る こと につ づ け 申 入 れ あり。 かつ 地

主 測 は 受 取 り につ づ け、 残 余 の 55% へ

つ づ け 一 切 の 請 求 権 を 放棄 する

ことには同意あり旨事おせりれることか
 受取れを拒否した。そのためFDは上層
 部に対し地元の補償を受取りたい
 旨報告していった。従って今更
 々外務省の意向から補償に欲しいこと
 云われたいFDは現地限りのこと
 理由書右のとおり、今朝県はFD
 に対し上層部に取次いよう申し立てた
 ことある事案が未解決のままFDが
 續されるのは非常に困る次第である
 (2) 4条3項事案中視在キに支払

水水たものほ1件あり(3月中に若干
 支払われ見込ありの情報があす)
 事案4条1項事案に視在キに提
 起されたいものほ12万件に及ん
 たりと云う。施設等が実態を採取
 り調査せば、そのうち10%程度が
 4条3項事案に該当するものほ
 かと云われてゐる。
 更に4条2項事案の処理状況は
 別紙のとおりであり、特に復帰後の
 許願にたいしては未調査等処理を

要する相が多

(3) これを要するに 4条3項トつて新

規許般か 何々の理由で 許般

期日を早急に締切つたり、また、ED

の閉鎖を明年6月末に行つたり

されると、その後の処理に著しく不便

をこうするにになる。(県の立場

は別紙に、これについて明らかなし、これ

申し入れ済みである)

(4) ほか、地裁の中には同一事案につき

4条1項から3項の ^{何れ}かに該当するものに

C
C
C
C

毎後に許般した者があるとの

り (単行判帖簿を併せて毎後

弾数を早急に調査するよう suggest

にあつたが、先方は容易にはあつ

と破約した))

3. 最後に ^(特開申出通つてからの) 単行判帖簿の未調査

の見解を檢査の上、早急に県の意向

を知らせ、款しつと要請にあつた

①
②
③
④

別紙

渉 第 148 号
昭和30年12月12日

日本管区工兵団
在沖不動産部長 殿

沖縄県渉外部長
大 島 修

日本管区工兵団在沖不動産部の継
続存置について(要請)

最近、米国は「沖縄返還協定第4条第3項事案の処理を原則として来年1月1日限りでしめ切り、その後ももしも事案があれば例外としてハワイの大平洋地区相談事務所処理したい。

日本管区工兵団在沖不動産部を来年6月30日限りで閉鎖したい」との方針を示しています。

この方針からすれば、今後米国政府が処理すべき業務は殆んどないような印象を受けます。

しかし、県と沖縄市町村軍用地等地主会連合会が検討したと

沖縄県

12/12

る、米国が今後処理すべき業務が相当量残されていると思われま
す。それを挙げれば、次のとおりであります。

1 協定第4条第3項事案については、一応現地調査を終えた形
になつてはいるが、個々の地主が立会つたりえて調査したわけ
はないので、被害がないとされた地主の中には不服のあるもの
がいますと思われま

す。従つて、調査結果については、これらの地主に通知して不服申
立の途を講じ、不服申立があれば再調査を実施すべきであるが
それがなされていません。

また、被害があるとされたもののうち、相当量のものにつ
いては支払手続に必要な書類の整備がなされていません。

2 協定第4条第1項事案については、日本政府に対し12万件
余の補償請求が出されているが、その中には協定第4条第2項
又は第3項事案が混入していることが指摘されています。

当該混入事案は今後米国が引き継いで処理する必要があります。
ところで、当該混入事案のうち、協定第4条第2項事案につ
いては米国土地損害賠償請求審査委員会において処理すべきであ
るが、同委員会に対する請求期限が切れているので、当該請求
期限の延長を図る必要があります。

3 高等弁務官布令第20号に基づく取用宣告書によつて米国が

沖縄県

収用した土地の賃借料で復帰までに未払いのものは、日本管区工兵団在沖不動産部がその支払いにあつているが、未払いがまだ相当量残されています。

以上のとおり残されている業務が相当量あるので、それを完全に処理するには今後かなりの期間を要するものと思われま

ところで、当該業務の処理にあつては、長年の経緯と現地事情の熟知並びに長年に亘る多くの資料を十分に把握し、理解していることが必要であるばかりでなく、本県は勿論のこと、現地の市町村、地主会等との密接な協力関係が必要であります。かかる観点から米国政府から示された前記の方針では当該業務を処理することは到底不可能であるといわざるを得ません。

当該業務を円滑かつ完全に処理するには長年当該業務に従事してきた在沖不動産部の継続存置が必要不可欠であると考えま

つきましては、当該業務を引き続き同不動産部に処理させることとし、同不動産部を来年7月/日以後も継続して存置するよう強く要請します。

OKINAWA PREFECTURAL GOVERNMENT
Liaison Department
Office of the Director
Naha, Okinawa, Japan

OPG-I(BR)-148

December 12, 1975

SUBJECT: Request for Continuous Existence of Real Estate Division, Okinawa Area Office, USAEDJ

TO: Mr. John T. Sheehan
Chief, Real Estate Division
U.S. District Engineer Japan Okinawa Area Office

The United States Government has recently suggested its desire to dissolve and close the Office of Real Estate Division, Okinawa Area Office, Japan District Corps of Engineers, after June 30, 1976 in conformity to its proposed policy to discontinue the business transactions under Article IV paragraph 3 of the Reversion Agreement after January 1, 1976 in principle, in which case, should any claim arise subsequently, it could be dealt with exceptionally at Consul Office, Pacific, Hawaii.

The said policy is apparently giving an impression that there will be almost no business transactions to be performed by U.S. Government hereinafter. However, the review and study conducted by both the OPG and the Okinawa Federation of Municipal Associations of Owners of Military Used Lands, Etc. reveals that there must be a sizable amount of work left to be done by the United States henceforth, as contemplated below:

1. As for the matters referred to in Article IV paragraph 3 of the Agreement, the on-the-spot investigation has been finished perfunctorily for the present. But, it was not conducted in the presence of individual landowners concerned. So, there may be some landowners who are dissatisfied with the decision of "no damages." It is therefore considered that the results of such investigation should duly be reported to landowners concerned for their understanding and consent and that their objection or dissatisfaction, if any, should be processed for re-examination. In fact, however, these have not been done thus far. It is also a fact that there are not a few meritorious claims whose documentation as required for payment procedures is not yet completed.

2. As for the matters under the Agreement's Article IV paragraph 1, more than 120,000 claims have been submitted to the Government of Japan, among which, it is pointed out, there must be some which ought to come within the purview of Article IV paragraph 2 or 3. Such mistaken matters have to be taken over by the U.S. Government for necessary disposition. And, those pertaining to Article IV paragraph 2 should primarily be dealt with by the U.S. Land Claims Hearing Commissioner. But, as the term for petitioning to the said Commissioner has already expired, it is quite necessary to extend the time limit for submittal of claims to the Commissioner.

3. As for the rentals which were not paid before the reversion for the lands covered by Declarations of Taking under High Commissioner Ordinance Number 20, the payment is being made at Real Estate Division. In this connection, however, it is understood that there is left a good many claims unpaid.

As mentioned above, there is a considerable volume of work to be done. So, it will take a lot of time to thoroughly dispose of these matters, which also requires a long experience and full knowledge of local circumstances on the part of American personnel, who should be further required not only to correctly seize the essence of the numerous data of long standing but also to maintain close cooperation with the ORG, Shi-Cho-Son offices, the said Federation of Military Used Land Owners, and the like. From such a point of view, it must be said that the cited policy as suggested by the U.S. Government would prove to be of no use in getting the effective management of such a complicated business. That is to say that the continuous existence of Real Estate Division which has been engaged in this specific business for many years should be requisite and indispensable for the smooth and perfect conduct of business transactions.

In view of the above, it is strongly requested that the business concerned be continuously dealt with by Real Estate Division, which is therefore earnestly desired and requested to stay in operation even on and after July 1, 1976.



OSAMU USHIDA
Director

秘
記

(別添5) アメリカ局長
参事官
参約局長
参約課長
法規課長
北米第一課長

沖繩返還協定4条3項に亙る復元補償

(請求整理部、不動産部領土問題)

昭和51.1.17

北米第一課

1. 韓米条約は、去年12月24日、在京米大使館で、
一等書記官と参事官との、標記の件による意見交換を
行った。所要の手配は、(先方)北米一等書記官、当方
由前事務官、(今方)事務官同席。

記

(12月7日、意見交換(別添1)後、更に検討の結果、沖繩返還協定4条3項に
関する、請求整理部、不動産部領土問題の検討

当り、現在、所管施設等に関する請求は、
不動産部へ提出した。4条3項の事案は、
領土問題の検討は、領土問題の検討は、

大々 (magnitude of the problem) の明確に
GA-4 外務省

日英協定。上記の理由から、1月1日に米側
が協定を締結するに際して、米側として如何なる
処置を講ずる必要を、在米日領事館及び在米日領事館
の両方から、在米日領事館に、当方として、

右協定の時点にて、
左記の如く、
1. 日英協定は、
2. 米側国保者は、
3. 米側国保者の協定は、
4. 米側国保者の協定は、

右協定の時点にて、
左記の如く、
1. 日英協定は、
2. 米側国保者は、
3. 米側国保者の協定は、
4. 米側国保者の協定は、

12月25日
沖繩県大島支庁

沖繩返還協定第4条3項の履行に補償問題 - 請求締切内是也

昭和50.12.14

PTWD 何米案一課

	A 案 (沖繩県庁の立場)	B 案 (従来米側沖繩県庁の問題に21000請求 に21000請求に加入する案 - 50.12.4付 米側一課)	C 案 (21000米側提案に沿って53000米案)	D 案 (米側提案)
I. 請求締切. 不動産部用鎖 (問題点)				
1. 締切. 用鎖 (1) 締切. 用鎖	請求締切反対 不動産部存是希望	1. (1) 請求と締切との差を元々... 締切日付. 下記2. 27日関係2. 4月18日 下也. (2) 不動産部への調査の結果. 既に視察され た. 判例外. 米側の事案に21000米案 に4年(関係米案)通知.	1. (1) 請求と締切との差を元々... 締切日付. 下記2. 27日関係2. 4月18日 下也. (2) 不動産部への調査の結果. 既に視察され た. 判例外. 米側の事案に21000米案 に4年(関係米案)通知.	1. (1) 1月1日と21000請求締切... 但し. 下記 (3) 27日関係2. 若干. 締切日付... 21000米案. (2) 言及され. 但し. 既に視察され. 判断... した. 米案に米案に21000米案. 米案に21000米案 に21000米案. 米案に21000米案. 米案に21000米案.
2. 米市町村. 関係団体 への通知		2. 米市町村. 関係団体 への通知.	2. 米市町村. 関係団体 への通知.	2. 米市町村. 関係団体 への通知.
3. 不動産部所有の資料 の存在		3. (4) 米市町村. 関係団体 への通知.	3. 米市町村. 関係団体 への通知.	3. 米市町村. 関係団体 への通知.
4. 地積表. 踏査. 備蓄. 資料 の存在		4. 米市町村. 関係団体 への通知.	4. 米市町村. 関係団体 への通知.	4. 米市町村. 関係団体 への通知.
II. 米側提案説明書		説明書に米市町村. 関係団体 への通知.	説明書に米市町村. 関係団体 への通知.	説明書に米市町村. 関係団体 への通知.

4条3項由題処理手

50.12.22

No.

(25行=1000)

1月

沖縄県に2、4条3項申請案件、4条3項該当し不知産部に提出済のもの、同項該当するが
未提出のものを含む。

2月

第1週

第2~3週

末

上記結果(提出済及び未提出分リスト)を防衛施設庁に郵送。米側より、4月10日以上の請求受理を
防衛施設庁に上記リストをcheck。

3月

沖縄県庁、防衛施設庁、不知産部への問合せ(京和那覇?外務省、宿米大陸等?)

4月

未提出分を不知産部に提出済地主に送付、地主より提出。
(この間10日。cf. 1972年9月17日不知産部に処理済記録、11月17日迄に11,000件提出)
請求締切り。

5月

不知産部による請求の処理。(これに要する時間、事務の見当は
上記2月分の沖縄県庁、防衛施設庁への問合せの段階で判明する筈)

6月

7月

(FY76終)

担当職員 324名 1月中は困難。

4月は57...

4条3項 由題 処理手

50.12.22

No.

長崎県 況況: 阿波島 兼用 - 54年2月4日 45% 2件 破...

1月

沖縄県に2、4条3項申請条件中、4条3項該当に2不動産部に提出分の4、同項該当をばら
未提出のものを55分ける。

2月

初1週

上記結果(提出分及び未提出のリスト)を防衛施設庁に郵送。米側より、4月10日以上の請求受理を
米側より、4月10日以上の請求受理を

中2~3週

防衛施設庁にて上記リストをcheck。

末

沖縄県庁、防衛施設庁、不動産部 由の7件合世(稟報用紙? 外器省 付米大陸?)

2月

未提出分を不動産部に提出分地主に送通、地主より提出。
(二の月10日。cf. 1972年9月17日防衛施設庁に処理済系統、11月17日迄に11.022件提出)

4月

請求締切り。

5月

不動産部により請求の処理。(三に要する時由、事務の担当は
上記2月の沖縄県庁、防衛施設庁との7件合世の段階で判明する筈)

6月

7月

(FY76終)

Draft

Time Schedule for the Completion of the Processing of the Claims under Article 4.3 by the District Engineers

No.

1975.12.24

January

The Okinawa Prefectural Government checks the list of those claims which are now the subject matter of survey by the Government of Japan in order to distinguish between the claims which have already been filed with the District Engineers and those unfiled with the D.E. though they appear to fall within the jurisdiction of Article 4.3 of the Reversion Agreement.

February

1st Week

The results of the check (lists of those filed and unfiled with the Corps) are mailed to the Defense Facilities and Areas Agency, which will double-check the results.

2nd & 3rd Weeks

Final check by OPG, DFAA and D.E. (in Tokyo or Naha? MOFA + US Embassy's presence?)
with the D.E.)

March

The OPG encourage the landowners concerned to file their claims which have not yet been filed and appear to fall within the category of claims provided for in Article 4.3 of the Reversion Agreement.
The landowners file.

April 1

The cut-off date

Survey and processing of the newly filed claims by the D.E.
(The estimation of the time required for the survey & processing may become possible, perhaps at the end of February, when the final check by OPG, DFAA and D.E. is completed.)

4等3項由題処理手

(別添4)

50.12.22

No.

(25行目=縦紙)

1月

沖縄県に2, 4等1項申請案件4, 4等3項該当し2不知産部提出分のため、同項該当するから未提出のものを送付する。

2月

第1週

上記結果(提出分及び未提出分リスト)を防衛施設庁に郵送。米側より4月10日以下請求受理を

第2~3週

防衛施設庁に上記リストをcheck。

3月

末

沖縄県庁、防衛施設庁、不知産部由の7等合世(稟報附議?外認省、在米大陸等?)

4月

未提出分を不知産部に提出分地主に通知、地主より提出。
(二の週10日。cf. 1972年9月17日不知産部に処理済後、11月17日迄に11,000件提出)

請求締切り。

(注)米側以て元々()内は削除。

5月

不知産部により請求の処理。(二の週に要する時、由、事務局の担当は上記2月期の沖縄県庁、防衛施設庁との7等合世の段階で判明する等)

6月

7月

(FY76終)

秘
無期限

官房書記官

約法
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

沖繩返還協定第4条3項に基く復元補償
(請求受理通知、不動産部用鎖付題)
昭和51. 1. 14
別添1 2月4日付ペー10-3. 0252) P. 470 以下不詳

1. 標記の件は12月3日(昭和51. 12. 3) 17日在京米大使館と協議し、次いで12月19日浅尾参事宛
(別添1)

沖繩返還協定の履行に米当局と協議したところ、不動産部用鎖を前提に早急に
(別添2)

目途をつけること米側の意向と、不動産部好意を有する米側の意向との
(別添3 詳細不明)

由に依然として大きなギャップがあること不明なところ。

2. この状況に於いて、事態の進展を促すことには、当面の焦点を、不動産部好意(すなわち米知のギャップを解消)との抽象論に還元して米側に

米側のギャップを拡大するに得策を講じたこと、米側の立場とこれらとの相違を
(別添) 更に
4条3項案件の提起をめぐり、
中に混入してこれらと見られる4条3項案件
がその程度存在するかと、
当局の作業者も同様に付す。(二の
別添12 別添10)

米側の意向を4月11日に米側に申請締切手続の通知を所長に米側
から行われたこと、右作業の結果に基づき、米側に付すこと、実際には米側の事情が

残っていることから、その処理は米側に米側に付すこと、

簡易的な判断に基き、今後の本件処理手順として、別添10を、12月23日
(別添4)

上京中の大島沖縄県渉外部長に提子
に同部長の内諾を得た上、24日

在米米大使館 マットウロウ書記官の手紙
をよみ、当方より同条を提示した。~~(別紙)~~

3.(1)これに対し、先方は、(1)同スケジュール案は
妥当な(sensible)シナリオのように思われるの

で米側関係者と協議することとした。(2)上
記の如き事案の有無の確認作業は何れにせよ

必要であろう。(3)(全くの個人的感觸であり、
内々に願いたいかと前置きの上)上記の如き

問題が存在することが明らかになったことも
あって、米側検討の過程で、結局不動産部を

本年6月30日以降も存置する可能性かできてきた
と思う旨述べた。(当方より、上記手順案から言

えは、1月末に米側、県防衛施設庁との間
で協議する際に、米側として如何なる処理

機関及び要員を存続させるべきかについての
のある程度の目途がつかうこととなろうと述べ

ておいたが、当方としては、右協議の時点
で、実際に出て来た問題の規模に鑑みて

できるだけ不動産部存続ないし実効的チャ
ネルを残す方向に持って行くことが考えられよう。

(2)続いて、本意見交換の内容に関する沖縄県
庁等への説明ふりにつき、次の通り打合せた。

添4

(1)日米双方関係者は、~~別紙~~スケジュール案に
つき協議した。(2)米側関係者は、問題の大き

さをまず明確にする必要性を強調すると
ともに、上記案に左程大きな難点はないであら

うとの感觸を述べた。
4. 12月25日、上記3. (2) の次序を上京中の
神縄県大島渉外部長に伝えるとともに、上
記²の作業の開始を要請した。

秘
無期限

(別添1.)

沖縄県選出選挙区選出議員の復元補償問題 /
(請求管理締切) (22)
昭和50. 12. 18
7+11ヵ月以来第一課
在東京大使館より12月17日一等書記官 (47001) 等書記官同封
18. 12月17日当課に送付し、事件内容に於いて意見交換がなされ
た。別添の原簿神縄県知事宛通知書前案を転送した。
(当方 沼田首席系係官、今川主任)
1. 先ず当方に留置状況、検察状況、当方の対応等
について説明した。
(1) 事件内容については、神縄県庁と随時連絡してはいるが、米野
側は、締切が近付、不動産部存置希望という態度を明らかにし
ており、当方として検計に苦慮してはいると述べた。
(2) 偏り 浅沼首席系係官が沖縄出張中であり、協議会に

同等平官科神職昇格例に対し、請求権の提起は、
reasonableな期間内に行わねばならない。この期間
國際法上確立した原則であり、無期限の経過を以て
その主張を首 説明することはない。

(3) 事件の争点 reasonableな期間内 争点的に何
れを争点とするか、この問題に關しては、米側は神職昇格
の争物を募集する必要がある。この募集期間は

~~募集期間は、
募集期間は、
募集期間は、~~

(4) 当方の主張は、~~募集期間は、~~ 請求受理の締切は4月1日
迄、^{5日} 締切の下に希望あり。

(5) 但し、4年1項の2項の締切は、^{5日} 募集3項
募集を生ずる理論の可能性があるから、かかる募集の
理由を以て、神職の^{何故か} 権利の行使に^{何故か} 妨がら
GA-1
外務省

2. 以上の理由である。(かかる訴訟にたいして、人員等の補
正の動き等については若干減少したとのことは必ずしも争
点外)

2. 以上の理由(先前列) 4年1項の争点の争点
募集期間は、募集期間は、募集期間は、

(不動産部申請の動きは、) 72年以来1件も
4年3項募集の~~募集~~の申請が行われない
72年中に申請した民事案件は、^{5日} 5件
理の総りに近づきつつあり。不動産部は
この便命を^{この判断} (2) 在神米陸軍減少
の傾向の中、比較的 民事の大きな民事は、不動産部
に維持するべき。野放しに大きな負担と
するべきの虞は、^{比較的} 甚しくあり、単に抽象的
に、未処理の事件が残った可能性がある
GA-1
外務省

本子から、不勲産部を記録し、その事効
 的を知るに就ては、具体的に
 ①の条後、①の条が④の条に
 残る。②の条は②の条に
 indication あり。米領内部、特に
 軍務局に對する記録を發行するに非常
 に困難を思はれ、また、日本の国内
 処理の状況に、本子に於て、
 中に實際に④の条に該条が
 あるに、本子に於て、
 不勲産部に對し申請を發行する
 経路、以て、處理の促進を本子
 に對する一かゝる子も述べらる。

北米一課 ²
~~(別紙)~~

沖繩返環協定が④の条に基き
 復元補償（請求権締切問題）
 昭和12.19
 了川看 浅尾
 沖繩出張の機会に12月19日沖繩県
~~大~~島外務部長 ~~山~~神谷課長と不件にて
 協議した。その概要下記のとおり
 記
 ① 当方より、沖繩に於て協定を
 開始した。
 ① 請求権の提起は合理的期間内に
 行われなければならないが、國際法上
 確立した慣行である。

(2) 不降償還補償問題に付て米政府

は1972年9月18日付閣議決定に付し関係

者には早急な請求提起を通報し、

以旨の書簡を提出し、関係者に対し

周知が行われた結果、同年12月以降

新規の請求は提起されなかつたこと

を知らしめる(異例首肯)。

(3) 他方、沖縄県に於ては請求提

起後、四り期間の延長と不降償還

理に当つたところ、在沖陸軍工兵隊不降

償部(以下「不降」)の困窮に付て

要旨に付する予報に付する。

(4) 外務省に付て前記要旨あり、また、

4条3項又は同2項に於ける請求提起

事案のうち、4条3項事案とされるもの

ある恐れがあること、米側と内閣不降

に付し話し合つてきたこと、(付)に於て

在沖陸軍が一般的に減少の方向に

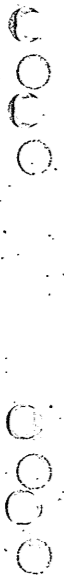
あり、また「不降」維持に付し年間約50万

米の支出を要する由もあり、請求提起

期間を若干延長せしめよう見込

に於けること、付D.を明瞭に示すこと

存続の理由は、中全費のありと判断
 される
 (4) 被_レ検_ハ米_ハ測_ハ米_ハる_ニ日_ハ中_ニ能_ル是_レ
 其_レ諸_レ在_レ提_レ起_レ締_切日_ハと_レ日_ハの_ハ時_ハ
 未_レ報_レ結_レモ_レ通_レ報_レハ_レ内_ニ報_ル
 載_レに_レ也_レ、_レ此_レに_レ対_シ海_外省_ハ
 沖_縄県_ト調_整中_ニ在_ルの_レ以_テ
 言_通報_ハ暫_ク延_期に_シて_レ旨_ヲ
 申_入れ_レた_レ各_府加_ル也_レ
 (5) つ_レつ_レは、_レ県_側の_レ不_レ詳_ハに_シて_レ意_見
 面_ニを_レ承_知し_レた_レ不_レ目_録上_ハに_シて_レ次_手の_レ旨_ヲ



又、_レ此_レに_レ対_シ県_側の_レ次_手の_レ旨_ヲ答_レふ_レ
 (1) 今_朝(19日_午前)に_レED_ニて_レ郵_告と_シて_レ
 不_レ詳_ハ、伊_豆島_、諸_島各_船行_場及_び美_里
 通_信設_置の_レ復_元補_償に_レモ_レ諸_島に_レ
 在_ルの_レ補_償は_レ
 條_子設_定案_ハ否_ハ明_白に_シて_レ在_ル也_レ
 國_防省_ハ該_案の_レ結_果、具_體金_額の_レ
 意_味を_レ要_求縣_の分_割に_レ限_リ補_償可_ル
 事_トに_シて_レ在_ル也_レ、_レ此_レに_レ地_方
 主_權は_レ受_取り_レに_シて_レ後_の分_割に_レ
 つ_レつ_レは_レ一_切の_レ諸_求を_レ裁_断す_レ



こと同意あり皆書かせられたり
 後取りを拒否した。そのためFDは上層
 部に対し地元の補償を後取りの
 旨報告していった。昨今更
 々地元の意向から補償に款い
 云われこのFDは現地限り
 提出するにあり。今朝県中
 に対し上層部は取次いで申
 かる事案が未解決のままFDは
 送られるのは非常に困る
 (2) 4条3項事案中 現在未

水取れとの件あり(3月中旬
 支払われ見込ありの
 事4条1項事案に
 起されこの件は
 17万とあり 施設
 あり調査は、この
 4条3項事案に
 ことあり
 更に4条2項事案
 別紙のとおり
 詳解に

要する日が多い

(3) これを要するに 4条3項上につき新

規許解か 70%の理由の許解

期日を早急に繰切つて、またED

の閉鎖を明年6月末に行つて

されること後の処理に著しく不便

をこうあることになる。(県の立場

は別紙に、上つて明りかたし、EDに

申し入れ済みである)

(4) 存在地帯の中に世同一事業につき

4条1項から3項の ^{何れ} ~~何れ~~ に該当するに

事後に許解した者もあり、内閣

の答(案)に中点籌をうせせし事後

件数を早急に調査するもの August

にあつたが、先方は容易に受けつ

と破約したつた)

3. 最後に ^(期間未定) 案に ^{20%の} 案 ^の 見解を

検印の上、早急に県の意向

を知らせ、款上と要項にあつて

(別添3)

アメリカ
参事官
北米第一課長

涉基第148号
昭和50年12月2日

外務大臣
官 沢 喜 一 殿

沖縄県知事
屋 良 朝



沖縄返還協定において米国が措置
することとなっている請求権の今
後の措置について(要請)

最近、米国は「沖縄返還協定第4条第3項事案の処理を原則として来年1月1日限りで締め切り、その後もしも事案があれば例外として、ハワイの大平洋地区相談事務所で処理したい。日本管区工兵団在沖不動産部を来年6月30日限りで閉鎖したい」との方針を示しています。
この方針からすれば、今後米国が処理すべき業務は殆んどないよ
うな印象を受けます。

沖縄県



しかし、県と沖縄市町村軍用地等地主会連合会が検討したところ
米国が今後処理すべき業務が相当量残されていると思われます。
それを挙げれば次のとおりであります。

(1) 協定第4条第3項事案については、一応現地調査を終えた形にな
っているが、個々の地主が立会つたりえて調査したわけではなく
被害がないとされた地主の中には不服のあるものがあると思われ
ます。

従つて、調査結果については、これらの地主に通知して不服申
立の途を講じ、不服申立があれば再調査を実施すべきであるが、
それがなされていません。また、被害があるとされたもののうち
相当量のものについては支払手続に必要な書類の整備がなされて
いません。

(2) 協定第4条第1項事案(放棄請求権)については、沖縄返還協定
放棄請求権等補償推進協議会から政府に対し、12万件余の補償
請求が出されているが、その中に協定第4条第2項又は第3項事
案が混入していることが指摘されています。当該混入事案は今後
米国に引き継いで処理させる必要があります。

(3) ところで、当該混入事案のうち、協定第4条第2項事案につ
いては米国土地損害賠償請求審査委員会において処理すべきである
が、同委員会に対する請求期限が昭和49年11月13日限りで

沖縄県

切れているので、当該請求期限の延長を図る必要があります。

(4) また、高等弁務官布令第20号に基づく収用宣告書によつて、米
国が収用した土地の賃借料で復帰までに未払いのものは、日本管
区工兵団在沖不動産部がその支払いにあつてゐるが、未払いが
まだ相当量残されています。

以上のとおり残されている業務が相当量あるので、それを完全
に処理するには今後かなりの期間を要するものと思われま

ところで、当該業務の処理にあつては長年の経験と現地事情の
熟知並びに長年に亘る多くの資料を十分に把握し、理解している
ことが必要であるばかりでなく、本県は勿論のこと現地の市町村、
地主会等との密接な協力関係が必要であります。かかる観点から
米
国から示された前記の方針では当該業務を処理することは到底
不可能であるといわざるを得ません。

当該業務を円滑かつ完全に処理するには、長年当該業務に従事し
てきた在沖不動産部の継続存置が必要不可欠であると考えま

以上のことに鑑み、下記事項の実現方について特段の御努力を
お願いします。

記

1 当該業務を引き続き在沖不動産部に処理させることとし、当
該業務が完了するまで同不動産部の継続存置を図ること。

沖縄県

2 協定第4条第1項事案(放棄請求権)として政府に補償請求
しているものの中に混入している協定第4条第2項事案の処理
をさせるため、米国土
地損害賠償請求審査委員会に対する請求
期間の延長を図ること。

沖縄県

Mr. Chobyō Yara
Governor, Okinawa Prefecture
Naha, Okinawa, Japan

Dear Governor Yara:

As you may recall from a previous letter, dated September 18, 1972, the Real Estate Division, Japan Engineer District, was designated as the validating agency for claims filed pursuant to paragraph 3 of Article IV of the "Agreement Between The United States Of America and Japan Concerning The Ryukyu Islands and The Daito Islands," dated June 17, 1971. The claims filed pertain to all parcels of land released by the United States of America between July 1, 1961 and May 14, 1972. The Okinawa Prefecture provided this office with these claims.

Representatives from the Okinawa Prefecture, Okinawa Military Used Landowners Federation, municipal offices, representative landowners and the Real Estate Division investigated the claims and unanimously determined the lots entitled to an ex-gratia contribution pursuant to the terms of paragraph 3 of Article IV. After completing each investigation, the Real Estate Division furnished the participants with a listing of the meritorious lots. In many cases, the Real Estate Division also provided a list of the lots ineligible for an ex-gratia contribution, and we will complete this listing in several weeks.

Since the last claim was filed in November 1972, the United States has decided to designate February 3, 1976 as the final date for filing claims pursuant to paragraph 3 of Article IV. Subsequent to ~~January~~ ^{February} 1, 1976, no claims, except claims which are now the subject matter of a Petition filed before and presently pending before the Land Claims Hearing Commissioner, will be accepted.

It will be appreciated if you would formally advise those concerned that February 3, 1976 is the final date for submitting claims pursuant to paragraph 3 of Article IV.

Sincerely,

John Sheehan
Real Estate Division
Okinawa Area Engineers

TAB D
HM, proposed draft

CHIEF
OF REAL ESTATE DIVISION, AREA ENGR. OKINAWA AREA OFFICE, SENT
FOLLOWING LETTER FEB 2 TO GOVERNOR YARA STATING THE USG HAS DECIDED
TO DESIGNATE APRIL 1, 1976, AS CUT OFF DATE FOR FILING EX-GRATIA
CLAIMS UNDER ARTICLE 4.3 OF OKINAWA REVERSION AGREEMENT: QUOTE:
1. AS YOU MAY RECALL FROM A PREVIOUS LETTER, DATED SEPT 18, 1972,
THE REAL ESTATE DIVISION, JAPAN ENGINEER DISTRICT, WAS DESIGNATED

PAGE 2 RHAIBQA46SS C O N F I D E N T I A L LIMITED OFFICIAL USE
AS THE VALIDATING AGENCY FOR REQUESTS FOR EX-GRATIA CONTRIBUTIONS
FILED PURSUANT TO PARAGRAPH 3 OF ARTICLE IV OF THE AGREEMENT
BETWEEN THE UNITED STATES OF AMERICA AND JAPAN CONCERNING THE RYUKYU
ISLANDS AND THE DAITO ISLANDS, DATED JUNE 17, 1971. THE CLAIMS
FILED PERTAIN TO ALL PARCELS OF LAND RELEASED BY THE USA BETWEEN
JULY 1, 1961 AND MAY 14, 1972 AND WHICH SUFFERED DAMAGES BETWEEN
AUG 15, 1945 AND JULY 1, 1959. THE OKINAWA PREFECTURE PROVIDED THIS
OFFICE WITH THESE CLAIMS.
2. REPRESENTATIVES FROM THE OKINAWA PREFECTURE, OKINAWA MILITARY
USED LANDOWNERS FEDERATION, MUNICIPAL OFFICES, REPRESENTATIVE
LANDOWNERS AND THE REAL ESTATE DIVISION INVESTIGATED THE CLAIMS AND
UNANIMOUSLY DETERMINED THE LOTS ENTITLED TO AN EX-GRATIA CONTRIBUTION
PURSUANT TO THE TERMS OF PARA 3 OF ARTICLE IV. AFTER COMPLETING EACH
INVESTIGATION, THE REAL ESTATE DIVISION FURNISHED THE PARTICIPANTS
WITH A LISTING OF THE MERITORIOUS LOTS. THE REAL ESTATE DIVISION HAS
ALSO PROVIDED A COMPLETE LIST OF THE LOTS INELIGIBLE FOR AN EX-GRATIA
CONTRIBUTION. WE ARE PRESENTLY WORKING WITH PREFECTURAL AUTHORITIES
TO INSURE THAT NO LANDS COVERED BY THE TERMS OF PARA 3 OF ARTICLE IV
HAVE BEEN OMITTED FROM OUR SURVEY.
3. SINCE THE LAST CLAIM WAS FILED IN NOV 1972, THE US HAS DECIDED

PAGE 3 RHAIBQA46SS C O N F I D E N T I A L LIMITED OFFICIAL USE
TO DESIGNATE APRIL 1, 1976 AS THE FINAL DATE FOR FILING CLAIMS
PURSUANT TO PARA 3 OF ARTICLE IV. SUBSEQUENT TO APRIL 1, 1976, NO
CLAIMS, EXCEPT CLAIMS WHICH ARE NOW THE SUBJECT MATTER OF A PETITION
FILED BEFORE AND PRESENTLY PENDING BEFORE THE LAND CLAIMS HEARING
COMMISSIONER, WILL BE ACCEPTED.
4. IT WILL BE APPRECIATED IF YOU WOULD FORMALLY ADVISE THOSE
CONCERNED THAT APRIL 1, 1976 IS THE FINAL DATE FOR SUBMITTING CLAIMS
PURSUANT TO PARA 3 OF ARTICLE IV. UNQUOTE.
4. REAL ESTATE DIVISION ALSO ISSUED PRESS RELEASE FEB 2
ANNOUNCING DESIGNATION OF APRIL 1 AS CUT OFF DATE.

琉球新報
51-4-1

アメリカ局長
参事官
北米才一課

沖繩返還協定第四條第三項に基づく対米請求権

きょう締め切り

沖繩開港庁 申請もれなきに憂慮

【本紙】沖繩返還協定第四條第三項に基づく対米請求権の申請は、四月二十九日午前七時開始の申請受付から、四月二十九日午後六時三十分まで有効の効力のある日として扱われる。

沖繩開港庁では、この申請権を行使するに当たっては、協定第四條第三項の定めるところに準じて、申請書の提出が必要であるとしている。また、この申請書の提出は、協定第四條第三項の定めるところに準じて、申請書の提出が必要であるとしている。

開港庁では、この申請権を行使するに当たっては、協定第四條第三項の定めるところに準じて、申請書の提出が必要であるとしている。また、この申請書の提出は、協定第四條第三項の定めるところに準じて、申請書の提出が必要であるとしている。

開港庁では、この申請権を行使するに当たっては、協定第四條第三項の定めるところに準じて、申請書の提出が必要であるとしている。また、この申請書の提出は、協定第四條第三項の定めるところに準じて、申請書の提出が必要であるとしている。

開港庁では、この申請権を行使するに当たっては、協定第四條第三項の定めるところに準じて、申請書の提出が必要であるとしている。また、この申請書の提出は、協定第四條第三項の定めるところに準じて、申請書の提出が必要であるとしている。

今も
新米への注目を
め

3/5 開港庁瀬田参事官の照会により、先般述べた次の通り。(今)

琉球新報は「琉球返還協定の申請もれなきに憂慮」として、開港庁の問題をめぐって、記者会見を開催し、「申請もれなきに憂慮」の理由を説明し、米・琉球返還協定の申請もれなきに憂慮を述べた。

法規課長 ~~〆~~ アメリカ局長 ~~〆~~
参事官 ~~〆~~
北米課長 ~~〆~~
首席事務官 ~~〆~~

沖縄返還協定が4条3項に基
き日本政府の自費的支拂いの算定基
準について

51. 12. 8
申 出 1

今般在京本館大使館より標記
算定基準に因りて米陸軍工兵隊不動

産部宛に那覇米領事館宛に書
留(字)を送付越したるに、沖縄南

支庁へ移送すべしとされた。 12月14日
南支庁へ送付す。 送付す。
(及、同様の判断は、沖縄支庁)

(注) 本件算定基準は、南支庁に、沖縄支庁に
不動産課に於て提供を要する。 (a) (a) (a) (a)
在米米兵に因りて提供を要する。 当省の判断に
依りて (a) (a) (a) (a)



DEPARTMENT OF THE ARMY
JAPAN DISTRICT, CORPS OF ENGINEERS
REAL ESTATE DIVISION, OKINAWA
APO SAN FRANCISCO 96331

POJRE-OP

22 November 1976

Mr. Tadao Kobayashi
Deputy Principal Officer
American Consulate General
Naha, Okinawa
APO 96248

Dear Mr. Kobayashi:

In our telephone conversation of 18 November you mentioned that the American Embassy, Tokyo had requested the transmittal of the Okinawa Reversion claims computation rates for forwarding to the Foreign Office, Government of Japan. Inclosed is the list requested.

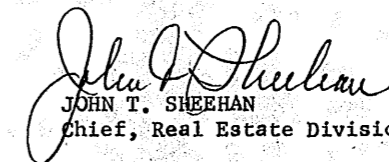
I believe that an explanation as to how we arrived at the rates is in order here. To fulfill the requirement set forth in the agreement that . . . "contributions will be made in an equitable manner in relation to the payments made under High Commissioner Ordinance Number 60 of 1967 . . ." we first computed the rates used in the claim awards for the restoration of land issued under the said ordinance for the same municipalities covered by the Article 4.3 ex gratia claims. We then multiplied these rates by 1.53 in consideration of a 53 per cent increase in the consumer price index for Naha City from 1954, the base year, to March 1972, the cutoff date. We used 1954 as the base year because it was the same base year used in the earlier ex gratia claims program, which also used the consumer price index for Naha City in determining amounts payable. March 1972 became the cutoff date because that was when most of the claims were filed. The index was obtained from the Bank of the Ryukyus Research Department, which reproduced data published by the Statistics Section, Government of the Ryukyu Islands Bureau of Statistics.

POJRE-OP
Mr. Tadao Kobayashi

22 November 1976

You will also note that there are asterisks placed before certain installations on the list. This is to indicate that the actual rates used are different from the rates listed for the installation, as explained in the notes below the rates. And finally, in cases where we found that the amounts claimed were less than the amounts payable according to our rates, we determined the amounts payable on the basis of the amounts claimed.

Sincerely yours,


JOHN T. SHEEHAN
Chief, Real Estate Division

1 Incl
as

ARTICLE 4.3 OKINAWA REVERSION CLAIMS
COMPUTATION RATES PER TSUBO

The following definitions apply to the abbreviations used for the different classes of land listed below:

BL - Building Lot	PL - Public Land
DF - Dry Farm	FR - Forest Reserve
WF - Wet Farm	SL - Sacred Land
RL - Range Land	S&P - Swamp and Pool
FL - Forest Land	TL - Tomb Land
	ML - Miscellaneous Land

The number after each class denotes the grade for that particular class, with the lower number denoting the better grade in that class.

ISHIKAWA BEACH (CLAIM ORA NO. 1 - ISHIKAWA SHI)

DF-3 & DF-4 \$.70569

HIGASHIONNA AMMO STORAGE ANNEX (CLAIM ORA NO. 2 - ISHIKAWA SHI)

BL-1 \$ 1.70	DF-3 \$.54
BL-2 1.36	DF-4 & DF-5 .38
DF-1 .64	RL-1 & RL-2 .30
DF-2 .58	FL-1 & FL-2 .30

KUME SHIMA AIR STATION (CLAIM ORA NO. 3 - KUME SHIMA)

BL-1 \$ 1.39	FL-1 \$.37
BL-2 1.24	FL-2 .29
DF-1 1.15	RL-1 .52
DF-2 .99	RL-2 .44
DF-3 .83	ML .90
DF-4 .66	FR .29
DF-5 .58	

Incl 1'

* AWASE COMMUNICATION ANNEX (CLAIM ORA NO. 4 - MISATO SON)

BL-2 \$ 9.79	DF-4 \$ 1.91
WF-1 2.30	RL & FL .46
DF-1 1.99	ML .61
DF-2 1.91	S&P 1.58
DF-3 1.91	TL .31

* Note: Based on a joint determination made during the field investigation certain tracts were computed at 65 per cent of the foregoing rates while others were computed at 100 per cent.

* CAMP COURTNEY (CLAIM ORA NO. 5 - GUSHIKAWA SHI)

BL-1 \$ 3.06	DF-3 \$ 1.99
BL-2 2.91	DF-4 1.84
FL-1 .76	DF-5 1.68
FL-2 .62	WF-1 2.75
RL-1 .92	WF-2 2.60
RL-2 .76	WF-3 2.45
TL .76	WF-4 2.29
DF-1 2.29	WF-5 2.14
DF-2 2.14	

* Note: Based on a joint determination made during the field investigation certain tracts were computed at 65 per cent of the foregoing rates while others were computed at 100 per cent.

* CAMP KUBASAKI (CLAIM ORA NO. 6 - NAKAGUSUKU SON)

BL-1	\$ 1.33	RL-1	\$.23
BL-2	1.18	RL-2	.12
DF-1	.66	SL	.55
DF-2	.60	WF-4	.49
DF-3	.55	WF-5	.34
DF-4	.40	TL	.12
DF-5	.34		

* Note: Based on a joint determination made during the field investigation certain tracts were computed at 65 per cent of the foregoing rates while others were computed at 100 per cent.

* CAMP SHIELDS (CLAIM ORA NO. 7 - MISATO SON)

WF-1	\$ 2.00	WF-4	\$ 1.54
WF-2	1.85	WF-5	1.37
WF-3	1.70		

* Note: Based on a joint determination made during the field investigation all tracts covered by this installation were computed at 45 per cent of the foregoing rates.

YOGI POL TANK FARM NO. 2 (CLAIM ORA NO. 8 - NAHA SHI)

BL-1	\$ 6.12	DF-3	\$ 1.68
BL-2	5.31	DF-4	1.22
BL-3	4.59	DF-5	.76
DF-1	2.29	RL-1	.61
DF-2	1.99	TL	.54

* FPISS AWASE (CLAIM ORA NO. 9 - MISATO SON)

BL-2	\$ 9.79	RL-1 & RL-2	\$.46
WF-1	2.30	FL-1 & FL-2	.46
DF-1	1.99	ML	.61
DF-2	1.91	S&P	1.58
DF-3	1.91	TL	.31
DF-4	1.91		

* Note: Based on a joint determination made during the field investigation certain tracts were computed at 65 per cent of the foregoing rates while others were computed at 100 per cent.

KADENA AIR BASE (CLAIM ORA NOS. 10 & 24), SITE SUNABE (CLAIM ORA NO. 25)

& HOMER BEACON SITE (CLAIM ORA NO. 27) - CHATAN SON

BL-1	\$ 5.54	DF-5	\$ 1.24
DF-2	2.17	RL-2	.55
DF-3	1.90	TL	.55
DF-4	1.51	FL-2	.54

CAMP HAUGE (CLAIM ORA NO. 11 - MISATO SON)

BL-2	\$ 3.21	DF-4	\$ 1.53
DF-1	1.84	DF-5	1.22
DF-2	1.68	RL-2	.28
DF-3	1.53	FL-2	.44

MACHINATO AREA "A-1" (CLAIM ORA NOS. 12 & 37 - URASOE SHI)

WF-3	\$ 6.20	RL-1 & RL-2	\$.99
DF-3	4.59	FL-1 & FL-2	.67
DF-4	2.86	TL	.99
DF-5	2.00	BL-2	6.65

GSG CHINEN (CLAIM ORA NO. 13 - TAMAGUSUKU SON)

DF-4	\$ 3.66	RL-2	\$ 1.51
------	---------	------	---------

MOTOBU AUXILIARY AIRFIELD (CLAIM ORA NO. 14 - KAMIMOTOBU SON)

BL-1	\$ 1.39	DF-4	\$.66
BL-2	1.24	DF-5	.58
DF-1	1.15	RL-1	.52
DF-2	.99	RL-2	.44
DF-3	.83	TL	.58

PROTECTIVE SHELTER, AWASE (CLAIM ORA NO. 16) & ARMY WATER LINE ROW
(CLAIM ORA NO. 17) - MISATO SON

BL-4	\$ 7.77	* DF-2	\$ 1.91
RL-1	.46	* DF-3	1.91
WF-1	2.30		

* Same rate applied to DF-2 and DF-3.

CAMP AWASE (CLAIM ORA NO. 22 - KOAZA SHI AND MISATO SON)

BL-1	\$ 3.52	DF-5	\$ 1.68
BL-2	3.37	WF-1	3.21
DF-1	2.86	WF-2	3.06
DF-2	2.59	WF-3	2.91
DF-3	2.14	WF-4	2.75
DF-4	1.91	WF-5	2.60
RL-1	1.01	FL-2	.73
* RL-2	.92	TL	1.01
FL-1	.89	S&P	1.53
* RL-2	.46		

* Note: The rates are different here for the same class and grade because one applies to land located in Koza and the other to land located in Misato, which were paid different rates under HICOM Ordinance No. 60.

YOMITAN AUXILIARY AIRFIELD (CLAIM ORA NO. 23) & SITE OKI (CLAIM ORA NO. 15) -

YOMITAN SON

BL-1	\$ 2.29	DF-4	\$ 1.45
BL-2	2.07	DF-5	1.18
DF-1	1.91	RL-1 & RL-2	.58
DF-2	1.76	TL	.58
DF-3	1.61	ML	2.07

PORT OF NAHA (CLAIM ORA NO. 26 - NAHA SHI)

* BAND 1	\$ 24.91	BAND 6	\$ 3.87
BAND 2	20.77	DF-5	2.38
BAND 3	16.61	TL	2.08
BAND 4	12.99	RL-1 & RL-2	2.08
BAND 5	7.78	FL-1 & FL-2	2.08

* Note: Special classification used for Naha Port and Ishikawa Beach under the U.S. Land Program in the Ryukyu Islands.

MCAS FUTENMA (CLAIM ORA NO. 28), MCAS COMM LINE R-O-W (CLAIM ORA NO. 29),
 MACHINATO AREA "J" (CLAIM ORA NO. 30), MACHINATO AREA "H" (CLAIM ORA NO. 31)
 NIKE SITE NO. 5 (CLAIM ORA NO. 32), ALL LOCATED IN GINOWAN SHI

BL-1	\$ 3.35	WF-1	\$ 1.73
BL-2	3.35	WF-2 & WF-3	1.65
DF-1	1.73	WF-4 & WF-5	1.65
DF-2	1.65	RL-1 & RL-2	.24
DF-3 & DF-4	.99	FL-1 & FL-2	.24
DF-5	.67	SL	.67

BUCKNERVILLE SERVICE ANNEX (CLAIM ORA NO. 33 - SASHIKI SON)

BL-1	\$.96	ML	\$.81
BL-2	.96	FL-1	.38
DF-2	1.17	FL-2	.32
DF-3	.91	RL-2	.38
DF-4 & DF-5	.89	S&P	.50

ADMIRAL'S QUARTERS (CLAIM ORA NO. 34), CAMP AWASE (CLAIM ORA NO. 36) -

KITANAKAGUSUKU SON

BL-1	\$ 2.74	WF-2	\$ 2.28
BL-2	2.59	WF-3	2.13
DF-1 & DF-2	2.06	WF-4	1.97
DF-3	1.67	WF-5	1.82
DF-4	1.22	RL-1 & RL-2	.54
DF-5	1.07	FL-1 & FL-2	.46
WF-1	2.43	TL	.28

* HIGASHIONNA AMMO STORAGE ANNEX (CLAIM ORA NO. 35 - MISATO SON)

BL-2	\$ 3.21	DF-4	\$ 1.53
DF-1	1.84	DF-5	1.22
DF-2	1.68	RL-2	.28
DF-3	1.53	FL-2	.44

* Note: Based on a joint determination made during the field investigation all tracts were computed at approximately 90 per cent of the foregoing rates.

DEPARTMENT C
JAPAN DISTRICT, COT
REAL ESTATE DIVI.
APO SAN FRAN

POJRE-0

Mr. Osamu Oshima
Director, Liaison Department
Okinawa Prefectural Government
Naha, Okinawa

Dear Mr. Oshima:

I am pleased to inform you that we are now ready to make payment of the first checks which represent ex gratia contributions to settle certain claims filed for the restoration of lands damaged before 1 July 1950 and released from military control between 30 June 1961 and 14 May 1972. You will recall that these claims were authorized for settlement under Article 4.3 of the Okinawa Reversion Agreement between Japan and the United States of America. The first group of checks represent a portion of a total of 3,800 tracts determined to be eligible for ex gratia contribution by a 5-party investigation team, which included personnel from the Prefecture Base Liaison Office and the Military Used Land Federation.

The first checks will be ready for distribution in approximately two weeks to those eligible recipients living in Kitanakagusuku Son. Details regarding times and places for this area and subsequent payments for other areas will be made known to the individuals concerned in notices to be sent them by the Land Federation. Approximately 3,900 persons will receive payment when the first phase of the 4.3 program is completed. In this connection, I have instructed my staff to expedite the distribution of the checks so that we can proceed with the validation of the remaining Article 4.3 claims involving the former airfields located at Ie Shima, Motobu, Yomitan, and Awase areas.

Copy to American Consul General, Naha

4号3項
最初の支払

June 22, 1976

POJRE-0
Mr. Osamu Oshima

22 June 1976

On behalf of the entire staff of Real Estate Division, I wish to extend my sincere appreciation to members of your Base Liaison Office, the Land Federation and all other concerned parties for their assistance in all phases of the program involving these claims. With the same cooperation I am confident that we shall achieve our goal of timely completion of all the remaining claims prior to June 1977.

Sincerely,

JOHN T. SHERMAN
Chief, Real Estate Division

Copy furnished:
American Consul General, Naha
POJRE
POJDE
Military Used Land Federation

4条3項

昭和51年7月7日現在

市町村	支払件数	支払筆数	支払坪数	支払金額	備考
1. 北中城村	54	66	15,158	25,486.83	
2. 具志川市	195	330	68,922.13	109,014.72	
3. 宜野湾市	179	242	34,325	39,551.87	
4. 豊見城村	3	3	556	1,120.30	
5. 那覇市	217	374	66,602.21	126,030.61	
6. 読谷村	109	142	37,591.15	57,383.26	
7. 玉城村	6	7	1,187	1,198.37	
8. 佐敷村	29	38	4,131	1,941.47	
計	794	1,202	228,492.82	362,027.43	昭和51年7月7日 取替シート 1F/L=296.55F 107,359,243

参

4条3項
45%

総筆数
3,490筆
4,499筆

総坪数
676,084坪
1,501,940坪

JUL 13 1976

~~30 JUN 1976~~

<u>Municipality</u>	<u>Date & Time of Payment</u>	<u>Location of Payment</u>	<u>Team No.</u>
Kitanakagusuku Son <i>30,000</i> <i>北中城</i>	7 Jul 76 <i>7月7日</i> 1000 to 1500 hrs.	Bank of the Ryukyus Moromi Branch	1
Gushikawa City <i>110,000</i>	8 & 9 Jul 76 <i>7月8-9日</i> 1000 to 1500 hrs.	Bank of the Ryukyus Gushikawa Branch	1
Naha City & Tomigusuku Son <i>130,000</i>	12 - 14 Jul 76 <i>7月12-14日</i> 1000 to 1500 hrs.	Bank of the Ryukyus Main Office	2
Tamagusuku Son & Sashiki Son <i>40,000</i>	12 Jul 76 <i>7月12日</i> 1000 to 1500 hrs.	Bank of the Ryukyus Yonabaru Branch	1
Ginowan City <i>40,000</i>	13 & 14 Jul 76 <i>7月13-14日</i> 1000 to 1500 hrs.	Bank of the Ryukyus Futenma Branch	1
Yomitan Son <i>60,000</i>	15 Jul 76 <i>7月15日</i> 1000 to 1500 hrs.	Bank of the Ryukyus Kadena Branch	2
Nakagusuku Son	15 Jul 76 <i>7月15日</i> 1000 to 1500 hrs.	Bank of the Ryukyus Yonabaru Branch <i>Futenma</i>	1
Ishikawa City	20 Jul 76 <i>7月20日</i> 1000 to 1500 hrs.	Bank of the Ryukyus Ishikawa Branch	1
Urasoe City	20 Jul 76 <i>7月20日</i> 1000 to 1500 hrs.	Bank of the Ryukyus Urasoe Branch	2
Kadena Cho & Chatan Son	21 Jul 76 <i>7月21日</i> 1000 to 1200 hrs.	Bank of the Ryukyus Kadena Branch	1
Yonagusuku Son & Katsuren Son	21 Jul 76 <i>7月21日</i> 1300 to 1400 hrs.	Bank of the Ryukyus Gushikawa Branch	1

<u>Municipality</u>	<u>Date & Time of Payment</u>	<u>Location of Payment</u>	<u>Team No.</u>
Yonabaru Cho & Haeburu Son	22 Jul 76 ^{7A22} 1000 to 1200 hrs.	Bank of the Ryukyus Yonabaru Branch	1
Itoman Cho	22 Jul 76 ^{7A22} 1300 to 1400 hrs.	Bank of the Ryukyus Itoman Branch	1
Kume Shima	28 & 29 Jul 76 ^{7A28,29} 1000 to 1500 hrs.	Bank of the Ryukyus Kume Shima Branch	1
Okinawa City	2 - 6 Aug 76 ^{8A2-6} 1000 to 1500 hrs.	Bank of the Ryukyus Koza Four Corner Branch	2
Nago City & Kunigami Son	6 Aug 76 ^{8A6} 1000 to 1200 hrs.	Bank of the Ryukyus Nago Branch	1
Kin Son	6 Aug 76 ^{8A6} 1300 to 1400 hrs.	Bank of the Ryukyus Kin Branch	1
Motobu Cho & Nakijin Son	5 Aug 76 ^{8A5} 1000 to 1500 hrs.	Bank of the Ryukyus Motobu Branch	1
Ie Shima	2 - 4 Aug 76 ^{8A2,3,4} 1000 to 1500 hrs.	Ie Village Office	1

条約課長
参事官

法規課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

首席事務官

沖縄返還協定 4条3項の支払
いに関するプレス等に対する答ふり

陸海軍省
57. 8. 5
米 1.

5
C
C
C
C
C

1. 今般在京米大より、沖縄返還協定
4条3項の支払いが開始されていると

自覚付

こと、プレス等外部に対する答ふ
りとして新聞を手段し、当局の真見

を求め求めした。

2. ついで、向1.に同じくは その支払

金に差支はない旨AM向2.に同じ
は The only funds transferred以下

を削除して答ふることとされた旨を
回答することとした。

GA-6
又-1 貴院 8/18 出部

1228

外務省

別紙

秘
無期限

Response to Query only:

(注)

167

Q: Why are payments so low?

A: Ex Gratia Contributions by the USG were made as agreed under the terms of the Okinawa Reversion Agreement Article IV, Para #3 which specifies such contributions "will be made in an equitable manner in relation to the payments made under High Commissioner Ordinance Number 60 of 1967 to claims for damages done prior to July 1, 1950, to the lands released prior to July 1, 1961." We have no authority to amend that formula.

このように
請求額
文書類
見取

167

Q: Are there any secret agreements under which the GOJ pays for these claims?

A: Secretary of State Rogers stated in testimony before the US Senate that there are no secret agreements. The funds to pay these claims are coming from the U.S. Treasury as part of our obligation under Article IV. ~~The only funds transferred under the Reversion Agreement are stipulated in Article VII. As you know, the GOJ has agreed under that article to pay \$320 million to cover the transfer of civil assets and reversion related costs.~~

(注) 7月7日現在 支払金額は 約36万ドル

秘
無期限

Response to Query only:

Q: Why are payments so low?

A: Ex Gratia Contributions by the USG were made as agreed under the terms of the Okinawa Reversion Agreement Article IV, Para #3 which specifies such contributions "will be made in an equitable manner in relation to the payments made under High Commissioner Ordinance Number 60 of 1967 to claims for damages done prior to July 1, 1950, to the lands released prior to July 1, 1961." We have no authority to amend that formula.

Q: Are there any secret agreements under which the GOJ pays for these claims?

A: Secretary of State Rogers stated in testimony before the US Senate that there are no secret agreements. The funds to pay these claims are coming from the U.S. Treasury as part of our obligation under Article IV. The only funds transferred under the Reversion Agreement are stipulated in Article VII. As you know, the GOJ has agreed under that article to pay \$320 million to cover the transfer of civil assets and reversion related costs.

返 秘
無 期 限
部 内
号

REVERSION TREATY EX GRATIA PAYMENTS

All correspondence between Departments of State and Treasury relating to establishment of trust fund are classified "Confidential".

Treasury publishes annually a document entitled "Combined Statement of receipts, expenses and balances of USG". This document is sent to Congress every January 1. In the section of this document entitled "Receipts", there has been, since 1972, under the heading "Receipts by Source Categories", an account entitled "War Reparations Under Military Occupation--Recoveries of Government Operations in Occupied Areas, Japan". This account for FY-72 shows \$100 million; for FY-73, \$51 million; for FY-74 \$55 million, for FY-75, \$55 million. FY-76 statement will no doubt also show \$55 million in this account. In addition, in FY-73, the year in which this account listed \$51 million received, another section of the combined statement entitled "Deposit Funds", has a listing under the State Department entitled "Indemnification Funds, Foreign Governments", with an account number and an entry of \$4 million dollars.

It is theoretically possible that someone interested in researching the matter of the source of the ex gratia payments, who had familiarity with the structure of the \$320 million payments under the reversion agreement, might learn of the above combined statements and might draw from them the conclusion that the \$4 million for the State Department Trust Fund in fact came out of the Japanese Government's payments under the reversion agreement. However, this would require a good deal of sophistication and familiarity with Treasury publications and it seems unlikely to occur at this point. We would emphasize that these statements have been publicly available since 1972.

51. 8. 在京来大上.

OSAKA
SAPP

29

SUBJECT: OKINAWA REVERSION: EX GRATIA CLAIMS
REF: 77 NAHA 217 AND PREVIOUS

秘
無期限

7月12日
1978.4.26
北条一輝

1. DEPARTMENT WOULD LIKE TO INITIATE ACTION TO TRANSFER
QUITELY REMAINDER OF \$4 MILLION ARTICLE IV EX GRATIA CLAIMS
FUND TO TREASURY'S MISCELLANEOUS RECEIPTS ACCOUNT (NO. 3499)
THUS CLOSING BOOKS ON THIS ISSUE. PRIOR TO DOING SO, WE
NEED SOME INFORMATION AND ASSISTANCE FROM ACTION ADDRESSEES

2. FOR TOKYO: AS FAR AS DEPARTMENT CAN DETERMINE, UNVTI-
LIZED PORTION OF \$4 MILLION (WHICH AMOUNTS TO ABOUT \$2.54
MILLION) SHOULD REVERT TO USG UPON PAYMENT OF ALL OUT-
STANDING EX GRATIA CLAIMS. IF EMBASSY SEES NO PROBLEMS IN
DOING SO, WOULD APPRECIATE YOUR BRIEFING APPROPRIATE MOFA
PERSONNEL ON OUR INTENTION AND ENSURING THAT GOJ HAS NO
OBJECTIONS TO CLOSING THIS MATTER.

3. FOR TOKYO AND NAHA: "CAN YOU CONFIRM THAT ALL PRE-1952
CLAIMS ARE NOW SETTLED? (THIS IS SO, ACCORDING TO DEPART-
MENT'S RECORDS). WAS CUTOFF DATE ESTABLISHED FOR FILING
OF PRE-1952 CLAIMS? IF SO, WHEN AND WHAT WAS DATE? WAS
EXISTENCE OF CUTOFF DATE SUFFICIENTLY PUBLICIZED IN
OKINAWA AND MAIN ISLANDS?"

4. FOR TOKYO AND NAHA: IS USG STILL USING ANY LAND
ON WHICH POSSIBLE PRE-1952 CLAIMS MAY BE MADE? CAN ANY
CLAIMS BE MADE AT THIS DATE? IF SO, WOULD GOJ DEEM IT
ADVISABLE FOR USG TO MAKE PROVISIONS TO DEAL WITH POSSIBLE
FUTURE CLAIMS ARISING FROM THIS SITUATION? CHRISTOPHER

BT
#6568

NNNN

Handwritten notes:
7月12日
北条一輝

OSAKA

SAPP

29

SUBJECT: OKINAWA REVERSION: EX GRATIA CLAIMS
REF: 77 NAHA 217 AND PREVIOUS

秘
無期限

7月12日
1978.4.26
北条一輝

1. DEPARTMENT WOULD LIKE TO INITIATE ACTION TO TRANSFER
QUITELY REMAINDER OF \$4 MILLION ARTICLE IV EX GRATIA CLAIMS
FUND TO TREASURY'S MISCELLANEOUS RECEIPTS ACCOUNT (NO. 3499),
THUS CLOSING BOOKS ON THIS ISSUE. PRIOR TO DOING SO, WE
NEED SOME INFORMATION AND ASSISTANCE FROM ACTION ADDRESSEES.

2. FOR TOKYO: AS FAR AS DEPARTMENT CAN DETERMINE, UNVTI-
LIZED PORTION OF \$4 MILLION (WHICH AMOUNTS TO ABOUT \$2.54
MILLION) SHOULD REVERT TO USG UPON PAYMENT OF ALL OUT-
STANDING EX GRATIA CLAIMS. IF EMBASSY SEES NO PROBLEMS IN
DOING SO, WOULD APPRECIATE YOUR BRIEFING APPROPRIATE MOFA
PERSONNEL ON OUR INTENTION AND ENSURING THAT GOJ HAS NO
OBJECTIONS TO CLOSING THIS MATTER.

3. FOR TOKYO AND NAHA: "CAN YOU CONFIRM THAT ALL PRE-1952
CLAIMS ARE NOW SETTLED? (THIS IS SO, ACCORDING TO DEPART-
MENT'S RECORDS). WAS CUTOFF DATE ESTABLISHED FOR FILING
OF PRE-1952 CLAIMS? IF SO, WHEN AND WHAT WAS DATE? WAS
EXISTENCE OF CUTOFF DATE SUFFICIENTLY PUBLICIZED IN
OKINAWA AND MAIN ISLANDS?"

4. FOR TOKYO AND NAHA: IS USG STILL USING ANY LAND
ON WHICH POSSIBLE PRE-1952 CLAIMS MAY BE MADE? CAN ANY
CLAIMS BE MADE AT THIS DATE? IF SO, WOULD GOJ DEEM IT
ADVISABLE FOR USG TO MAKE PROVISIONS TO DEAL WITH POSSIBLE
FUTURE CLAIMS ARISING FROM THIS SITUATION? CHRISTOPHER

BT
#6568

NNNN

宙に浮く補償金 四千五百万円

米國土地損害賠償請求審査委、正式閉鎖へ

代理人も今月中に帰米

復讐賠償請求が被った米軍による損害を補償するため、沖縄賠償審査委は、第四案二項に於いて、米國土地損害賠償請求審査委員会は、正式閉鎖へ向けて準備を進めている。審査委員会は、沖縄賠償請求審査委員会の代理人も今月中に帰米する見込みである。審査委員会は、沖縄賠償請求審査委員会の代理人も今月中に帰米する見込みである。審査委員会は、沖縄賠償請求審査委員会の代理人も今月中に帰米する見込みである。

審査委員会は、沖縄賠償請求審査委員会の代理人も今月中に帰米する見込みである。審査委員会は、沖縄賠償請求審査委員会の代理人も今月中に帰米する見込みである。審査委員会は、沖縄賠償請求審査委員会の代理人も今月中に帰米する見込みである。審査委員会は、沖縄賠償請求審査委員会の代理人も今月中に帰米する見込みである。審査委員会は、沖縄賠償請求審査委員会の代理人も今月中に帰米する見込みである。

審査委員会は、沖縄賠償請求審査委員会の代理人も今月中に帰米する見込みである。審査委員会は、沖縄賠償請求審査委員会の代理人も今月中に帰米する見込みである。審査委員会は、沖縄賠償請求審査委員会の代理人も今月中に帰米する見込みである。審査委員会は、沖縄賠償請求審査委員会の代理人も今月中に帰米する見込みである。審査委員会は、沖縄賠償請求審査委員会の代理人も今月中に帰米する見込みである。